

議事日程(第2号)

令和元年9月20日 午前10時00分開議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 一般会計・特別会計及び水道事業会計決算審査特別委員会委員長報告
- 認定第1号 平成30年度桂川町一般会計歳入歳出決算の認定
- 認定第2号 平成30年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第3号 平成30年度桂川町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第4号 平成30年度桂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第5号 平成30年度桂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第6号 平成30年度桂川町水道事業会計決算の認定
- 日程第3 議案第22号 桂川町会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の制定
- 日程第4 議案第23号 桂川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第5 議案第24号 桂川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第6 議案第25号 桂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する等の条例の制定
- 日程第7 議案第26号 桂川町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第8 議案第27号 桂川町小学校トイレ改修工事請負契約の締結
- 日程第9 議案第28号 令和元年度桂川町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第29号 令和元年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第30号 令和元年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第31号 令和元年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第32号 令和元年度桂川町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第14 意見書案第1号 少人数学級の推進など定数改善と、義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2020年度政府予算の策定を求める意見書(案)
- 日程第15 意見書案第2号 主要作物種子法にかわる福岡県独自の条例制定を求める意見書

(案)

- 日程第16 請願第1号 少人数学級推進などの定数改善と、義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2020年度政府予算に係る意見書採択のための請願

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 一般会計・特別会計及び水道事業会計決算審査特別委員会委員長報告
- 認定第1号 平成30年度桂川町一般会計歳入歳出決算の認定
- 認定第2号 平成30年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第3号 平成30年度桂川町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第4号 平成30年度桂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第5号 平成30年度桂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第6号 平成30年度桂川町水道事業会計決算の認定
- 日程第3 議案第22号 桂川町会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の制定
- 日程第4 議案第23号 桂川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第5 議案第24号 桂川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第6 議案第25号 桂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する等の条例の制定
- 日程第7 議案第26号 桂川町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第8 議案第27号 桂川町小学校トイレ改修工事請負契約の締結
- 日程第9 議案第28号 令和元年度桂川町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第29号 令和元年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第30号 令和元年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第31号 令和元年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第32号 令和元年度桂川町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第14 意見書案第1号 少人数学級の推進など定数改善と、義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2020年度政府予算の策定を求める意見書(案)
- 日程第15 意見書案第2号 主要作物種子法にかわる福岡県独自の条例制定を求める意見書

(案)

出席議員 (10名)

1番	原中 政廣君	2番	林 英明君
3番	柴田 正彦君	4番	杉村 明彦君
5番	大塚 和佳君	6番	吉川紀代子君
7番	北原 裕丈君	8番	下川 康弘君
9番	竹本 慶吉君	10番	青柳 久善君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 神崎 博和君

説明のため出席した者の職氏名

町長	井上 利一君	副町長	森田 増夫君
教育長	大庭 公正君	総務課長	山邊 久長君
企画財政課長	原中 康君	企画財政課長補佐	小平 知仁君
建設事業課長	小金丸卓哉君	住民課長兼会計管理者	坂井 習司君
税務課長	平井登志子君	保険環境課長	横山 由枝君
健康福祉課長	江藤 栄次君	産業振興課長	大屋 智久君
子育て支援課長	秦 俊一君	水道課長	山本 博君
学校教育課長	北原 義識君	社会教育課長	尾園 晃君
社会教育課長補佐	原田 紀昭君		

午前10時00分開議

○議長(原中 政廣君) おはようございます。ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（原中 政廣君） これより一般質問を行います。

3番、柴田正彦君。

○議員（3番 柴田 正彦君） おはようございます。私が議員になって10カ月になりました。

いまだにわからないことが多いので、きょうも質問をさせていただきます。わかりやすく答えていただきますようお願いいたします。

今回は、ゆのうら体験の杜の活用状況について、セカンドスクールについて、町の施設のこれからについて、桂川駅周辺地区都市再生整備計画について、桂川駅舎建設の経過等について、教育・保育施設整備基金への積み立てについて質問をいたします。

では、最初の質問です。ゆのうら体験の杜の活用状況について。

ゆのうら体験の杜ができて1年たちます。1年以上たちますね。一番活用されたであろうことしの7月、8月の活用状況について質問します。7月、8月の宿泊人数は何人でしょうか。また、昨年に比べて何人増加しているのでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 一般質問の冒頭に際しまして、御質問にはできる限りお答えしたいと考えております。ただ、事務的な内容につきましては担当課長等から回答させますので、よろしくようお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） 原中課長。

○企画財政課長（原中 康君） それでは、柴田議員の質問にお答えいたします。

ゆのうら体験の杜の本年の7月、8月の利用状況について説明させていただきます。

まず、7月でございますけれども、町のセカンドスクール等、町主催事業を含む7月の利用人数は362名でございます。そのうち、町主催を除く一般の申し込みから成る利用数は90名でございます。昨年と比べまして、この町主催事業を含む人数として73名の増加、そして、一般のみの場合は昨年比17名の増加でございます。

8月につきましては、351名、町主催事業も含む利用が351名でございます。そのうち、一般の申し込みのみににつきましては269名でございます。昨年に比べまして、町主催事業も含めた増加は189名、一般のみの宿泊につきましては昨年比217名の増でございます。

合計しまして、7月、8月、町主催事業を含む人数は713名、昨年に比べまして320名の増加でございます。一般宿泊者数は300名という形で、昨年に比べまして173名の増加という状況でございます。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 収入についてお尋ねします。7、8月の収入は幾らでしたか。また、昨年に比べてどのくらい増加したのでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 原中課長。

○企画財政課長（原中 康君） それでは、ゆのうら体験の杜の収入について説明いたします。

7月、8月の収入でございますけれども、合わせまして69万1,200円の利用料をいただいております。7月につきましては24万6,240円、8月につきましては44万4,960円の利用を納めていただいております。昨年に比べまして、7月で23万240円の増加、8月につきましては29万9,460円の増加、合計しまして、昨年比、7月、8月を合わせまして52万9,700円の増額を確認しております。

以上です。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 7、8月にまた限定しますが、ゆのうら体験の杜が使用された日数、それから使用されなかった日数、昨年と比べてお願いします。

○議長（原中 政廣君） 原中課長。

○企画財政課長（原中 康君） 7月、8月の利用日数でございますけれども、利用日数につきましては30日間でございます。未利用日数が29日間でございます。夏休み以前につきましては、水曜日が休館日という形で、3日間が休館日という内訳になっております。

昨年の稼働日につきましては、12日——済いません、昨年稼働日につきましては5日——済いません、昨年と比べましては、プラス5日間の稼働日数の増加になっております。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 当初予想、年度初めの予想と比べて、この結果はどう見られていますか。

○議長（原中 政廣君） 原中課長。

○企画財政課長（原中 康君） 当初予算につきまして、現状の宿泊利用の状況でございますけれども、8月末までの宿泊利用総額は89万6,840円でございます。宿泊者数300人という状況ございまして、年間予算計上額181万5,000円、年間利用者660人を想定しておりましたので、今、8月末の時期としましてはほぼ予想に近い数字で上がっておる状況でございます。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 今年度の宿泊利用者660人に達成しようということですか。

○議長（原中 政廣君） 原中課長。

○企画財政課長（原中 康君） 今の見込みでは、予算計上額に達する見込みで動いておると判断しております。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） かねてよりアンケートの必要性を述べてまいりました。利用された方にアンケートをとられたのでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 原中課長。

○企画財政課長（原中 康君） アンケートの実施につきましては、7月からですね、6月議会で柴田議員のほうからこういったアンケートをとってみてはという御意見を賜って、検討いたしまして、実施をしております。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） その意見の中で、プラス意見、こんなところがよかったとかいう意見があると思いますが、教えてください。

○議長（原中 政廣君） 原中課長。

○企画財政課長（原中 康君） アンケート意見のプラス意見の内容でございますけれども、挙げさせていただきますと、まず、料金が安いという評価を多くの方からいただいております。また、施設の広さが広いという評価もいただいております。あと、施設の清潔感ということで、まだ施設も新しいですし、清掃もきちんとしておる状況で、清潔感についても評価いただいております。あと、少々ございましたけれども、自然体験ができるということで、そういう作業場で組み木を行ったり、いろんな日曜大工を行うようなことも含めてですね、また、近くには弥山岳の登山道もございまして、こういった自然体験ができてよかったという意見もいただいております。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） よかったですね。そういった意見等もホームページに載せながら広げていったらいいんだらうと思います。

参考になるだろうと思われるマイナス意見についてお願いします。

○議長（原中 政廣君） 原中課長。

○企画財政課長（原中 康君） マイナス意見でございますけれども、今、お声の中で、ゆのうら体験の杜までに到達するちょっと案内看板が少ないのではないかとということで、看板等が設置したほうが良いという意見をいただいております。あと、宿泊棟の部屋の中に、豆球がないと、寝るときに真っ暗になってしまうということで、そういった豆球が欲しいという意見をいただいております。豆球等については、コンセントに差し込んでというような形ですぐに対応させていただきます。案内看板につきましては、今後、隣接の家の方とか、協力しながら、依頼しながらですね、設置に当たっていきたいというふうに考えております。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） いろいろやっぱりいい意見が出てよかったですね。また次に生か

せると思います。

町長にお尋ねします。昨年からの状況を含めて、どのように今、ゆのうら体験の杜をお考えでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 御質問にお答えしたいと思います。

先ほど申されましたように、ゆのうらの体験の杜は昨年7月からオープンいたしました。桂川町における宿泊施設としまして、やはり王塚古墳を始め、グラウンドゴルフ場、あるいは総合体育館、総合グラウンド等を利用されている方が大勢おられますので、そういう方の利用を始め、町外の方たちにも大いに活用していただくことを期待しているところであります。新しい施設ということでまだまだいろんな課題があると思われましても、全体として利用件数がふえている傾向にありますので、これからさらに施設管理の充実と企画事業の創意工夫、提供、情報の発信等に努めていく必要があると、そのように思っているところでございます。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） ぜひともお願いします。

以前ですね、猪位金小がそういった施設になっているようだという話をしました。実際に行ってきました。そうしたら、「いいかねP a l e t t e」という名前になっています。田川市にある、あれは国道でしょうか、県道でしょうか、すぐ横の、ちょっとここが桂川の弱いところですけど、寄りつきやすいところで、もともとここは学校ですから、パンフレットには、学校に泊まる、小学校ですよ、懐かしくも新しい空間とあります。こういう何ていうかな、キャッチフレーズというか、そういうのが大事なんだろうかなとも思いました。そして、ここは宿泊もできます。そして、レコーディングスタジオがあるんです。卓球台、玉突き台がありました。読書や食事ができる大きな空間がありました。もちろん部屋です。体育館や運動場もあります。夏休みに行っただんですが、本を読んでゆったり過ごしている家族がいましたし、子供会で来ているグループがいました。学生バンドが2組来ていました。喫茶店もあります。定期的にヨガ教室なども行われています。それでも夏季以外の平日は利用者が少ないと言われていました。多分、桂川もそこがネックになってくると思います。今後、どうしていくかということをやっぱりみんな考えていくしかないだろうと思っています。今のところですね、なかなかうまくいっているの、いいなと思っています。

特に、前回言いましたけど、子供会活動などを無料にしていくということは、一番の確かに稼ぎ時かもしれんけど、桂川町のお金でつくった施設、だから、桂川町民に返すためには、僕は子供会活動とかをもう少し大事にして無料にする。また、町主催の子供会キャンプ、リーダーキャンプみたいなのをしていく。そんなことが活性化につながるんじゃないかなと思っております。

通学キャンプにつきましてはもう絶対いいところだろうと思っています。ただ、今、通学キャンプは住民センターも併用していますので、できたらあそこだけでクリアできるような形をつくっていくべきだろうと思っています。私たちも知恵はやっぱり出さないかんと思います。発案されたのはそちらだろうけど、そこを決めていった最終的な判断は議会ですので、一体となって何とかこれは負の遺産にならんようにしていかなと思っています。よろしく願いいたします。

では、2つ目、セカンドスクールについて質問いたします。ことしの夏も桂川小、桂川東小、桂川中学校がゆのうら体験の杜を使って宿泊学習をされています。児童生徒のアンケート結果を教えてください。

○議長（原中 政廣君） 大庭教育長。

○教育長（大庭 公正君） 柴田議員の質問にお答えいたします。

小中学校とも、挨拶、自主性、仲間との協力、体験活動の満足度、体験活動の発展、桂川町の再発見、体験活動の伝達といった7項目を4点満点で評価するという事後指導を行っていただきました。小中学生とも、どの項目においても平均3.4ポイント以上の評価があり、児童生徒は楽しみながら体験活動が実施できたものと判断をしています。その中で、主な意見としては、最初は不安だった宿泊体験も、楽しく学んだことや楽しい活動もあり、嫌だと思っていたことも忘れてしまいました。御飯づくりが大変だったけど、みんなと一緒に活動できてお母さんの大変さがわかりました。もっと体験活動をふやしてほしいなど、体験を通した新たな発見を見つけたようであります。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 教職員のアンケートも必要だろうと提起していましたが、どうだったでしょうか。結果を教えてください。

○議長（原中 政廣君） 大庭教育長。

○教育長（大庭 公正君） お答えいたします。

教職員のほうにも同様に、項目は、挨拶、自主性、仲間との協力、体験活動の達成、体験活動の発展、桂川町の再発見という6項目を指導者側の観点から4点満点で評価をしていただきました。桂川小学校、桂川東小学校の教職員については、おおむね3.0ポイント以上の評価がありましたが、桂川中学校においては、ほとんどが2点台の評価にとどまっております。小中学校で宿泊体験活動の価値づけが異なっているように感じました。

そのうち、主な意見としては、星空を見る活動などを実施していますが、学校では体験できない活動は効果があった。その道のプロに教えていただくことで、子供たちの生き生きとした姿が見られた。王塚古墳での歴史を学ぶ活動は効果があったなどがありました。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） かなり想像したよりいい結果が出てよかったですね。ただ、やっぱり中身にちょっとひっかかっています。例えば、前も言いましたが、王塚古墳に行くのがセカンドスクールとして行かないけんのかなとも思います。絶対に王塚古墳に行くなら、僕だったら6年の歴史を学んだしょっぱなに、そのように、今、ここで行かないかんというところがあると思っています。だから、プログラムの少なさが非常に気になっていますし、多分、これ以上ふやせないだろう。そうしたら、何らかの形でしていかないかんけど、今、ゆのうら体験の杜でセカンドスクールでやっていることをむしろ学校の中でやっていって、日常の授業の中でやったら多分効果があるはずだと思っています。

ただ、そのときに、学校に勤めてて困ったのは、車で移動するにはバス代が要る。講師を頼むには謝金が必要。材料費も要るといふ。今、ゆのうら体験の杜を使いながらいろいろやられていますが、それは全部学校のほうに回して普通の授業の中でやって、学校の中から外に出ていく。それこそがセカンドスクール、町全部がセカンドスクールというような発想をしたほうが効率いいんじゃないかなと思っています。

なお、宿泊訓練、従来やっていたそれについてはキャパの問題がありますので、桂川東小はいいんですけど、中学校、小学校は無理でしょう。実際、桂川中学校のセカンドスクールで体育館で寝ていましたよね。体育館じゃない、住民センター。やっぱりキャパシティーが違うから。とすれば、プログラムも多い人材も豊富、キャパシティーも大きい国立や県立の施設を使ったほうが宿泊訓練等のほうはいいだろうと思います。もう少しここを整理して、セカンドスクールというのにこだわり過ぎているような気がします。いや、ゆのうら体験の杜を使わないかんという発想があるけんややこしくなっているのかなとも思っております。少しそこは整理されたらいかがでしょうか。

では、ちょっと次の質問ですが、キャリア教育というのについて説明してください。キャリア教育。

○議長（原中 政廣君） 大庭教育長。

○教育長（大庭 公正君） お答えいたします。

まず、中央教育審議会におきまして、キャリア教育とは、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方の実現を促す教育と定義をされています。具体的には、子供たちに多くの体験活動を経験させることで、未知の知識や体験に関心を持ち、仲間と協力して学ぶことの楽しさを通して、未経験の体験に挑戦する勇気とその価値を体得することで、生涯にわたって学び続ける意欲を維持する基盤をつくることができると考えています。このことが子供たちに生きる力を身につけ、社会の激しい変化に流されることなく、それぞれが直面するであろうさまざまな課

題に柔軟かつたくましく対応し、社会人として自立していくことができるようにする教育を目指してまいりたいと考えております。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 突然キャリア教育を聞いたのは、教育長がどこかの場で、セカンドスクールの中でキャリア教育もやっているみたいに発言された記憶があるからです。間違いないですか。

○議長（原中 政廣君） 大庭教育長。

○教育長（大庭 公正君） セカンドスクールの中には、キャリア教育の側面も大きく持っているというふうに思っております。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 例えばどんなところですか。

○議長（原中 政廣君） 大庭教育長。

○教育長（大庭 公正君） やはり先ほど申しましたように、未知の未経験の体験を行うというふうなところがございます。具体的には、土師焼きを行ったりとか、先ほど出ました王塚古墳でも勾玉づくりをする、弁柄を通した創作活動をする、そういったところも大きく子供たちの成長を促すものになると考えております。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） キャリア教育はかなり大きい範囲で捉えられているということですね。私は、いろんな職業体験、その程度の小さい範囲で考えておりました。私たちはそういうことを何とかせないかんねと、ちょっとやっていっていた時期がありますので、はい、わかりました、ちょっとどこかで無理がありそうな気もしますが、またその辺は次に話をします。

では、次の質問をします。町の施設のこれからについてです。

1 項目めは、時間の関係で次回か次の機会に話します。

教育関係施設の新築・改修・統合・閉鎖などの総合計画が必要なら、どのようになったら取り組んでいくのかということです。私は文教厚生委員会で教育・保育関連施設を視察する中で、桂川小、土師保育所、吉隈保育所の立て直しはもう急務であると思い知らされました。また、桂川小に通う子供たちが行っている3カ所の学童、これも早く一体、1つにまとめてつくるべきです。

しかし、建てかえる前に考えておかなければいけないのは、2つある保育所をどうするのか。さらには、幼稚園があります。ここは、幼稚園、保育所含めて運営しているのか。今、あちらこちらで行われているように、小学校と中学校を一体として建てていくのか。そういったことを建てる前に徹底して論議をしていかないといけない。この論議には物すごく時間がかかるはずだと6月議会でも言いました。その折に、町長は、指摘はよく理解できますが、タイミング、より

明確な目的が必要だと思っていますと言われました。

質問します。タイミングが必要ということはどういうことなんでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 御質問にお答えしたいと思います。

タイミングと、それから、より明確な目的ということで、ちょっとあわせた形になるかと思えますけれども、今御指摘の教育関係施設の対策としましては、現在の状況では、長寿命化の改修と並行していろいろな取り組みを進めていく必要があると、そのように思っております。

質問の1で、総合計画の指摘が出る予定でしたけれども、総合計画を考えますと、いわゆる教育関係施設に特化した総合計画というものはございません。あくまでも桂川町総合計画が上位計画に当たります。その中で、前回のときにもタイミングという言葉を使いました。このタイミングという言葉は、これはもう国語的な意味合いはもう除きますけれども、1つの事業を推進する、あるいは、課題の解決のために行動を起こすとき、そういったときにさまざまな状況を考慮して取り組む必要があるという意味です。いわゆる国語的な意味合いでいいますと、ころ合いを見計らってということになるかと思えます。

また、それに基づきまして、より明確な目的ということでお話しをしたと思えますけれども、このことは、事業等の推進に当たりまして、必要性とか優先性、そういったものを基本に置きながら、いわゆる事業の方向性を定める上でさまざまな状況を考慮しながらできる限り具体性が示され、そして、さらに現実的に実現可能な計画づくり、そういったことを目指す必要があるということと考えております。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 見解が違います。この目指す時期がとうに過ぎていますよとずっと言っているけど、そうじゃないと言われているんですかね。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） いわゆる取り組みの開始ということにつきましては、先ほど言いますように、その必要性は十分理解はしております。これからより具体的に組みんでいく必要があるとも思っています。

ただ、取り組みの具体的な形、そういったものについてはこれからまた提起をしてみたいと思えます。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） いや、早急にしてください。ここは覚えられていると思うんですが、町長、去年の選挙のときの町長のリーフです。着実な一歩こそ未来への進歩。10の豊富の中の6番目、教育環境の改善と施設整備計画等の策定、その中に、将来の学校施設のあり方の検

討協議と入れていらっしゃる。7、子ども・子育て環境の充実と施策の推進、この中に、学童保育所の環境整備と挙げられています。つまり、問題は認識されているし、したいということですね。だったら、当然進んでください。条件はつくってください。整っていないならつくってください。一緒につくりましょう。そして、やっていかないと、監獄のような学校にまだやるんですかと言われたのがいまだに響いています、記憶に。監獄というのは内容やないですね。見た目の話。桂川小学校。監獄のように見えると言われる方がいらっしゃる。早く建て直さないかと思っています。

6月議会の中で、林さんが、山上憶良の句を聞かれました。奈良時代に生きた貧窮問答歌で有名な山上憶良。「しろがねもくがねも玉も何せむにまされる宝子にしかめやも」。しろがね——銀、くがね——金、それよりもまさる宝は子供。未来を担う子供の教育・保育が一番大切だろうと思います。また、そのことによって若い層が桂川に住みつきたい、こういうきっかけになると思いますので、町長も認識されているとわかっていますので、何らかのきっかけも同時につくっていきながら進めていっていただきたいと思っています。よろしくお願いします。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 考え方、それから気持ちも全く私も一緒であります。質問の中で申されましたように、桂川町の現在のこういう教育・保育施設の現状がございます。この現状を将来にわたってどう対応していくのかというのは大きな課題であり、そして、また、このことにつきましては、議員も申されましたように、時間もかかりましょうし、また、町民の皆さんの意見も十分伺っていく、その必要性があると考えております。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 進んでいただけたらと思います。始めていきましょう。

次の質問に入ります。桂川駅周辺地区都市再生整備計画について。

6月議会で駅のことをいろいろ聞いて、結局、いろいろはっきりせずに、いろいろ調べていきました。そうすると、広報けいせん12月号に特集、「桂川町の未来に向かって」というタイトルで、駅の完成図、最初の部分にどんと書いてありました。非常に見やすくわかりやすいです。2017年発行の広報けいせん12月号です。この中に、説明の中に、「これらの工事に係る総事業費が約9億円。その5割については国の交付金等の財政措置を活用し」とあります。また、平成27年度に策定した桂川駅周辺地区都市再生整備計画に基づき、駅南側広場の整備や駅の南北につなぐ自由通路の整備が本格的に始まろうとしています。2017年ですよ。今から2年前とあります。

初めて桂川駅周辺地区都市再生整備計画というのを聞きました。この計画について説明ください。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 御質問にお答えしたいと思います。

この計画の目標といいますか、それは、駅周辺の交通結節点機能の充実と地域資源を活用した交流人口の拡大による定住促進まちづくりを推進するという目標を掲げまして、そのもとに計画したものであります。主に4つの事業を掲げています。最初に、自由通路整備事業、2番目に、桂川駅南側駅前広場整備事業、3番目に、防災調整池整備事業、4番目に、王塚古墳への誘導路整備事業、この4つの事業であります。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） ホームページを見ると、現在見ると、桂川駅周辺地区都市再生整備計画のホームページを見ますと、今、第1回変更、平成29年7月とあります。2年前の4月に変更されていますが、最初のを僕は知りませんので、何が変更されたのでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 小金丸課長。

○建設事業課長（小金丸卓哉君） 御質問にお答えします。

その前に、今、ホームページに上がっておりますのは第1回変更となっておりますが、一番最初は第2回変更となっております。桂川町のパソコンを最近入れかえたときに、1つ古いのが今載っている状態で、所管であるところのほうには最新の第2回のほうに戻してくださいというふうに今対処しているところでございます。ですので、今、新しいのは第2回変更ということで御説明いたします。まず……

○議員（3番 柴田 正彦君） ちょっとごめんなさい。

○建設事業課長（小金丸卓哉君） はい。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） いや、2回目じゃない、第1回目の変更点について教えてくれと言っています。

○建設事業課長（小金丸卓哉君） 最初のですね。はい。

○議員（3番 柴田 正彦君） 1回最初出して、第1回変更点がありますね。ここの変更を教えてください。

○議長（原中 政廣君） 小金丸課長。

○建設事業課長（小金丸卓哉君） はい、承知いたしました。

議員の御質問にお答えいたします。

一番最初に出したのが平成29年7月でございました。今、町長が御説明しました4つの事業についておのおの変更しておりますので、その主な事項を説明させていただきます。

まず、自由通路事業につきましては、一番最初は鉄道軌道上に駅を配置する橋上駅を想定して

おりましたが、基本計画で検討した結果、現駅舎の位置に2階建て駅舎を建てるという今の計画に変更しております。

続いて、桂川駅南側駅前広場整備事業につきましては、駅前広場の用地について、用地の確保が困難な部分が生じたので、駅前広場の位置を東側に変更いたしました。

3つ目、防災調整池整備事業につきましては、調整池の詳細な設計を実施した結果、調整池の貯水量が最初は1,500m³だったのが1,900m³に変更となり、計画規模を変更いたしました。

4つ目、王塚古墳への誘導路整備事業につきましては、誘導路の整備範囲について見直しを行っております。

以上です。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） その後、2回目の変更があっているということですね、現在。その2回目の変更はいつされたのか、そして、何を変更したのか教えてください。

○議長（原中 政廣君） 小金丸課長。

○建設事業課長（小金丸卓哉君） まず、2回目の変更は平成31年3月に行っております。ことしの3月でございます。

変更内容についてまた御説明いたします。

まず1つ目、計画期間を変更いたしました。自由通路整備事業において、施工期間が令和2年度までかかることになりましたので、当初の計画は平成27年からの5カ年、27、28、29、30、31——令和元年ですね、今年度までが5カ年の最終年だったんですが、来年度まで施工がかかるということになりましたので、6年間に事業期間を変更しております。

2つ目、自由通路整備事業につきまして、第1回の変更時ですね、につきましては、基本計画時に算出した概算工事費であり、その後、詳細な設計を行いまして、概算工事費を算出し直した結果、増額となりましたので、全体事業費を変更しております。

3つ目、王塚古墳への誘導路整備事業につきまして、整備範囲について再度見直しを行っております。桂川駅の自動車整理場前から、いわばやぶれ屋さんの前の通りですね、ここの本体敷地までの歩行者誘導路のみを整備する計画に変更いたしました。

4つ目、事業を新規追加しております。自由通路整備に伴い建設する新しい桂川駅2階建て駅舎なんですが、駅機能として使用しない1階の空間を活用して、多目的スペースとしてバリアフリー対応の公衆トイレを整備するこの2つの事業を追加いたしました。

以上でございます。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 31年3月のは今出ていないというのは、間違いで出ていないだけの話ということですよ。これは、でも、一度ホームページに載せているでしょう。もう変えますよね。今度変えてください。そこでちょっと質問をせないかんことが多分出るんだろうと思っています。

この桂川駅周辺地区都市再生整備計画、うん、初めて僕は聞いたもので、申しわけありません。議員への説明というのは当然されているのでしょうか。また、変更した内容はいつ説明されているんですか。

○議長（原中 政廣君） 小金丸課長。

○建設事業課長（小金丸卓哉君） 御質問にお答えいたします。

議員の皆様への説明につきましては、都市再生整備を事業化するとき、それから、事業を実施する際に予算計上したとき、計画が大きく変更になったときなど、適宜、委員会や議会で説明させていただいております。

また、総務経済建設委員会では、毎年5月前後の時期に、その年度に行う工事の内容について、現地調査をあわせて説明しております。年度が終了した際にはまた現地を確認いただき、事業の成果を説明しております。その都度、内容について報告しているという状況でございます。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 確認です。31年3月です。最新の2カ年の変更の分ですね。多分私は聞いていない。文教厚生委員だから聞いていないのかもしれませんが。じゃあ、そこは総務経済建設委員会にはいつ話されたんですか。

○議長（原中 政廣君） 小金丸課長。

○建設事業課長（小金丸卓哉君） 御質問にお答えいたします。

第2回変更のときの1番目につきましては、平成30年12月の議会で御説明いたしました自由通路の工事概要ですね、それとあわせて、議会でJRとの工事の協定の締結について御審議いただきました。それがほぼ第2回の内容になっておりますので、私の認識としては、その中で説明させていただいたという状況でございます。

あと、王塚古墳の誘導路につきましては、整備予定、工事予定の中で説明いたしましたし、完了したときも現地で確認していただきましたので、そういった段階でその都度説明しているというところでございます。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） だから、31年3月に出される分に関しては、結局は大きな変更がありますので、そういうのはやっぱり文教のほうにも話していただかないと困るかなと思っています。この件については、31年3月分を見て、またどこかで質問させていただくことに

しますが、住民への説明というのはここはされていますかね、この件に関して。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） ただいま担当課長が申しますように、折を見て議会等への説明もしているところですが、いわゆる住民への説明という形では、町の広報紙、先ほど議員が御指摘になりましたそういった広報紙を通じての周知、それから、その時点ですが、複数の新聞紙上でも記事として掲載をされております。あわせて、私としましては、いわゆる議会の開催に応じて、その都度、行政報告という形で報告をしておりますし、また、各種団体の集会等におきましても積極的に状況の説明をしております。そういうことを通じて皆様への周知につながっているものと、そのように理解をしております。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） そうなんですね。周知されていないようですよ。2017年12月号はこれだけ立派なものが出ていますよね。これは最初の予定ですよ。その後、変わっているんですが、その後の町報で見た記憶がないんですけど、出されていますかね。

○議長（原中 政廣君） 小金丸課長。

○建設事業課長（小金丸卓哉君） その後の変更につきましては、町報には掲載していない状況でございます。

○議員（3番 柴田 正彦君） ですよ。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） いや、こんなに立派なものをつくりますよと、9億かかりますよと言っていたんですよ。かなり変わっていますよね、今。それは当然、町の人に知らせるべきだと思います。またこの件は後で言います。

では、5つ目、桂川駅舎建設の計画案について質問いたします。

まず最初に謝ります。6月議会での一般質問で、小金丸建設事業課長に大声を出してしまいました。申しわけありません。ビデオを何回も見て反省しております。

一方ですね、答弁がどうもきちんに行われていないところがありますので、疑問点が出ましたので、6月26日に僕は資料請求を行いました。ところが、何日たっても資料が出てきません。10日ぐらいたったときに、小金丸さんに「資料はどうですか」と言ったら、「もうすぐできます」ということでした。僕の依頼した資料は非常に簡単なんです。こっちのデータをこっちに持ってきたら成立するはずだと素人には思えたんですが、何か出しにくい情報があるんだろうかと思っていましたら、後でわかりましたが、何のことはない、私の資料請求の仕方が間違っていたということでした。そこを間違っているということを小金丸さんが議会のほうに指摘され、そこで資料がストップしていたようです。何のことはない、自分のミスでした。この件に関しては、

議長と副議長から丁寧に指導を受けていますし、全員協議会の中で、資料請求はこのようにやりますと、再確認が行われています。あわせて御迷惑をかけています。

さて、何で私はその資料を請求したのかということをお話します。

私は、昨年11月に議員になりました。そして、桂川の駅をこういうふうにつくります。イエスですか、ノーですか、そのときに採決を迫られました。何の説明、何のこともわかりませんでした、正直。そのときに、大塚さんがえらい額がふえているということをおっしゃって、その額ってどんなんですかということをお聞きしたら、2017年、それより1年7カ月前に出された予算とえらい違いました。たしか、それを見せてもらうと、当初は8億9,664万円、それはこのけいせんのここに書いてある9億円ですよ。そして、私が12月にもらった資料では、私の読み取りでは11億7,151万円になっている。えー、2,700万円もふえたらおかしいだろうということで、6月議会に質問しましたし、資料請求したのもその内容です。資料請求の内容をもう一度言います。2017年5月に議員に提出された桂川駅自由通路等整備工事に関する概算事業費の表と2018年12月の表の項目が異なるために、比較ができません。2017年5月に提出された表の項目を2019年12月に提出された表の項目にそろえていただきますようお願いするというようお願いしました。これは、何のことはない、自分のミスで、間違いでずっと出てこなかったということでした。項目を合わせていただいた。全然項目がわからなかったんですよ、僕。その資料をいただきました。きょうはこの資料のもとに質問をしていきます。

質問します。当初計画をつくった期日——当初計画というのは2017年5月に議員に説明された分になります。この当初計画をつくった期日とそのときのメンバー、町側は誰がいたか、それから設計側は誰がいたか、その立場がどんな人なのかということをお教えください。

○議長（原中 政廣君） 小金丸課長。

○建設事業課長（小金丸卓哉君） 御質問にお答えいたします。

計画当初ということで、平成29年の分でございますね。このときのメンバーといたしましては、企画財政課、それから建設事業課の課長、それから担当係長が町側のメンバーとなります。設計をいたしましたのはJR九州コンサルタンツ株式会社、設計担当者は3名ほどいらっしゃいました。あと、協議先で九州旅客鉄道株式会社と協議をしながら業務を進めております。

期日につきましては、設計期間は平成27年10月から平成29年3月でございます。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 何回も行われたんだろうと思いますが、何回ぐらい行ったのかということと、課長、係長と言われましたが、その中の建設事業課長が小金丸さんと理解してよろしいんですか。

○議長（原中 政廣君） 小金丸課長。

○建設事業課長（小金丸卓哉君） 今、2つ質問あったと思います。まず、頻度、どれぐらいの打ち合わせというか、協議をしたのかということ、私が建設課長だったかということですね。

まず、打ち合わせの頻度といたしましては、月に1、2回ペースで継続してやっております。この平成29年度時は、私は係長として携わっておりました。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） ということは、メンバーが少し入れかわっているということになりますね。ということは、私の質問に対して、小金丸さんだけじゃないで、ほかの方も答えられる方は答えてください。

では、次の質問をします。計画を変更して、最初だと思うんですけども、それを昨年12月に議員に説明されましたよね。その計画を変更した期日、そのときの桂川のメンバーは誰なんでしょうか。それから、相手のメンバーと相手のどんな人なのか、立場も教えてください。それから、設計した会社の名前も教えてください。

○議長（原中 政廣君） 小金丸課長。

○建設事業課長（小金丸卓哉君） 御質問にお答えいたします。

まず、メンバーのほうから先に御説明いたします。町のメンバーといたしましては、先ほど申し上げましたように、企画財政課、それから建設事業課の課長、担当係長がメンバーとして入っております。設計のほうにつきましては、これはもう実施設計の段階になっていまして、詳細な設計になりますので、九州旅客鉄道株式会社と協定を結んで、委託して設計をしていただいております。そして、実際の設計の中につきましては、J R九州コンサルタンツの設計担当も一緒に検討している状況でございます。

期日につきましては、設計期間は平成29年10月から平成30年12月まで設計期間としてしております。

以上です。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 会社が2つ出てきたんですけど、J R九州コンサルタンツ株式会社と九州旅客鉄道株式会社というのは、いわゆる関連会社というか、この関係について教えてください。

○議長（原中 政廣君） 小金丸課長。

○建設事業課長（小金丸卓哉君） 質問にお答えいたします。

九州旅客鉄道株式会社は、町と実際に設計を契約した相手先です。その下請として、J R九州コンサルタンツが入っているということでございます。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 確認ですが、桂川側のメンバー、課長と係長としか言われないので困っているんですが、最初の設計の中、それから後の最終設計の中、小金丸さんは係長から課長になっておるんだらうと思うんですが、この最初から最後までの中に、桂川側のメンバーで参加されたのは1人だけですか。ほかにもこの中にいらっしゃるということですか。

○議長（原中 政廣君） 小金丸課長。

○建設事業課長（小金丸卓哉君） 御質問にお答えいたします。

最初の当初の計画、基本計画のときから変更後の実施設計のときの桂川側のメンバーということなんですが、私以外にもこの場にいらっしゃいます。

○議員（3番 柴田 正彦君） 何人。

○建設事業課長（小金丸卓哉君） それは、企画財政課、建設事業課を含めてということでございますでしょうか。

○議員（3番 柴田 正彦君） はい。

○建設事業課長（小金丸卓哉君） 私含めて4名おります。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） ということは、桂川側のメンバーは全て状況はわかっているということと解釈します。

では、実際、費用の増加がかなりあります。ちょっと一覧表にしたいなと思っていたんですが、ここまで大きくするのが限界でして、見えないだらうなと思っています。ちょっとこれをもとに質問していきたいんですが、大きく変わったところを出してください。かなり大きく変わっているんですね。それから、まず最初に、当初費用から大きく増加した要因を先に教えてもらえますか。

○議長（原中 政廣君） 小金丸課長。

○建設事業課長（小金丸卓哉君） 御質問にお答えいたします。

工事費増額の主な要因につきましては、より具体的な実施設計を行った結果、当初の概略設計の段階では想定できなかった工事種別が追加されたことによるもの及び社会情勢による人件費や資機材——資機材というのは資材、機材ですね——の物価の高騰などが考えられます。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 要は、想定しなかった工事が入って、資材、機材、人件費が上がったというようなところだと思います。

具体的に聞きます。いただいた表を見ると、駐車場設備費が1億2,085万円から1億9,768万円、56%上がっていると。6,800万円。6,800万円も増加しています。そ

の要因は何ですか。

○議長（原中 政廣君） 小金丸課長。

○建設事業課長（小金丸卓哉君） 御質問にお答えいたします。

停車場設備費が56%増加した要因はということでございます。主な要因が3つございます。一つは、ホームと新しい駅舎の間に鋼矢板とする土どめ工が追加されたということが一つ。二つ目、ホームにある屋根ですね、皆さんが電車を待っていらっしゃる時の屋根の撤去・新設の面積が当初想定していたよりも増加した。三つ目、電灯電力の工事費が追加されたという、この3点でございます。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 駅舎関係費用をかなり増額されています。1億490万円から1億7,259万、66%もふえています。約6,800万円です。その増加した要因は何ですか。

○議長（原中 政廣君） 小金丸課長。

○建設事業課長（小金丸卓哉君） 御質問にお答えいたします。

駅舎関係費が65%増加した要因ということで、これも主な要因を申し上げたいと思います。4つございます。一つは、駅舎の計画面積及び単価が当初想定していたよりもふえた。二つ目、浄化槽の設備——これはトイレの浄化槽ですね、浄化槽の設備が追加された。それから、三つ目、仮駅舎の附属施設の新設・撤去費用が追加されました。この附属施設とは何かと申しますと、仮設のトイレとか、仮駅舎のスロープ、券売機、電気通信等、仮駅舎にかかわる附属分ということでございます。それから、四つ目、現駅舎既存トイレの附属施設撤去の追加ということで、既存の階段とか、スロープ、電気通信などが対象になっております。その4点でございます。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 新設の部分でお尋ねします。仮設ヤード整備費3,700万、支障物移転費6,690万円、さっきもこれを含めた分かもしれません。合わせて1億円になります。1億円ですよ。なぜ当初こんなに大きなお金が入っていないんですか。

○議長（原中 政廣君） 小金丸課長。

○建設事業課長（小金丸卓哉君） 御質問にお答えいたします。

お答えする前に、土木建築の設計手法の話を少しさせていただきたいと思います。土木建築の設計の中では、まず最初に予備設計、建築では基本設計と概略設計というんですが、大まかな方向性、流れ、方針を決める設計があって、次の段階で詳細設計、実施設計というものをやって、工事の建設に耐えるというか、対応できるような詳細な図面とか数量が出てまいります。

まず、当初の平成29年5月時点での基本計画では、いろいろな方策がある中で、計画の方向性を定めるための概略的な計画段階でございました。その当時の検討の制度からは、こういった

仮設ヤードの整備費や支障移転の費用というのが明らかにできなかったというふうに考えております。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 相手はプロですね。明らかにできなかった責任というのは、このJR九州コンサルにあるんですか、それとも桂川町側にあるんですか。

○議長（原中 政廣君） 小金丸課長。

○建設事業課長（小金丸卓哉君） 責任という御質問でございますが、発注したのは桂川町でございます。ただ、詳細なプロのほうに設計していただいたのは事実でございますが、その責任の所在という点につきましてはちょっとなかなかお答えにくいところかなと思っております。

○議長（原中 政廣君） ちょっと11時であります。ここで暫時休憩に入ります。暫時休憩。11時10分からでお願いいたします。

午前11時00分休憩

午前11時10分再開

○議長（原中 政廣君） それでは、会議を開きます。

柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 私が2億7,000万円というところを2,700万円と1桁とんでもない間違いをしていたようです。訂正いたします。どこを間違えたかといいますと、2017年5月、まだ僕が議員になっていないところ、この掲示がありました。8億9,664万円。そして、議員になってすぐに、私がこの額が総額と思ったのは11億7,151万円です。この差が2億7,000万円です。これだけふえているのは何でかということで6月の質問をしたんです。

それから、ちょっと確認ですが、この中にメンバーがかなりいるということはわかりましたが、当然、町長、副町長も打ち合わせというか、その中のメンバーと考えてよろしいんですか。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 考えていいかというところはちょっと難しいんですけども、事務的な内容については、それはもう私どもは直接のタッチはしておりません。いわゆる考え方がまとまった段階での報告を受ける。そして、その受けた報告について、どういう方向性を示すかということについてはかかわっております。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） じゃあ、その話し合いの中には1回も入られたことはないということなんですか。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 1回もということはございません。いわゆる、例えばの話ですけれども、一番最初にこの協議に入るとき、それは挨拶を兼ねてJRのほうに参りましたし、JRの担当者と話をしました。そういうぐあいで、折に触れてそういう対外的なことも含めての話には参加をしております。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 折に触れてポイントではということでもいいですね。大事な場面では参加された。はい。

では、質問に続けてしてきます。駅舎建設で当初費用に比べて幾ら増加したのかですね。当初費用に、これに対してどれくらいふえたのか。僕はこれをやろうと思っていましたが、実際に比べて幾らふえたんですか。

○議長（原中 政廣君） 小金丸課長。

○建設事業課長（小金丸卓哉君） 質問にお答えいたします。

議員が御提示されました8億9,664万2,000円ですね、につきましては、当初、平成29年5月時点での工事費と設計費も含めた金額でございます。2番目に御提示されました11億7,151万円につきましては、それですね、30年12月議会ですかね、で御提示した金額につきましては、工事の工事だけの金額でございます。したがって、議員の御質問の8億9,664万円から幾ら増額したのかというのは、その11億に設計費を加算した金額を申し上げます。12億7,177万6,000円ということで、その差額につきましては3億7,513万4,000円の増額ということになりました。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 当初予算8億9,664万円、これは町民にも9億円と言われていました。ところが、詳細設計をしたら12億7,178万円、3億7,500万円の増というふうに考えていいんですね。物すごい額が増加していると思います。パーセントですれば42%。当初予算から42%上がったのを、そこにずっと参加してきた桂川町の担当がおって、相手側もコンサルも時々入っていたと言われるなら、相手側もわかっている中で、そんな普通、公費とかで42%も上がる。それも100円の42%なら142円だけれども、9億の42%になりますから、この財政が潤沢でないところで3億7,500万というのはちょっと信じられないんですけれども、こんなことは通常あり得ないだろうと僕は思っているんですが、こんなものなんですか。担当者の目から見られてどうですか。

○議長（原中 政廣君） 小金丸課長。

○建設事業課長（小金丸卓哉君） 議員の御質問にお答えいたします。

ふえてどうなのかという、担当者目線でどうなのかという御質問であると思います。確かに、額を見れば大きいなというふうに感じましたが、適切に実施設計を行いまして、新しい自由通路、それから駅舎を改築するためには、これだけの費用が発生するという事で認識しております。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 一応聞いておきます。また後で聞きます。広報けいせんには9億円と出ていたのに、何で昨年の12月号に何でか、この額が違っていたというのは後でわかるんですけど、一番大きい額がこれやからこれかと思っただけなんです。要するに、総額が書かれていなかったんですね。何であのときに総額を入れていなかったんですか。前の説明でこっちの説明を対応するために総額を入れるべきでしょう。

○議長（原中 政廣君） 小金丸課長。

○建設事業課長（小金丸卓哉君） 議員の御質問にお答えいたします。

30年12月議会のときに議案でお示しましたのは、JRと九州旅客鉄道と工事に関する基本協定の締結というところでの議案でしたので、工事費について着目して御説明したという状況でございます。したがって、29年5月の段階では工事費と委託費と示しておりました。この委託費についても、まだ発注前のこのくらいかかるだろうという委託費ですね。30年12月の段階ではまだ設計の途中でありまして、委託の精算も整っておりませんでしたので、そこまで正確な数字が申し上げられませんでしたので、工事費だけの議案の中での工事費の提示ということにいたしました。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 少しちょっと説明の仕方がどうなのかと思っています。

次の質問に行きます。多目的ホールについてです。この多目的ホール、後からできましたね。目的が決まっていないところの多目的ホールなんですが、これは誰の発案なんですか。

○議長（原中 政廣君） 小金丸課長。

○建設事業課長（小金丸卓哉君） 議員の御質問にお答えいたします。

誰の発案かというところに着目して説明しながら御説明いたします。

多目的ホールにつきましては、平成29年度に実施した基本設計業務ですね、においてJR九州と計画内容を整理する中で、1階の空きスペースを有効活用することを相互に協議して設計に反映いたしました。これは前回の説明と同じ内容でございます。

具体的には、平成29年9月に、JR九州コンサルタンツから、駅舎1階部分の空きスペースについてどうしますか、駐輪場とか資材置き場として利用することもできますという提案がございましたが、所管である企画財政課、建設事業課で協議して、駅下の一番皆さんが使う目立つところだ、いわゆる一等地ということもあり、町の活性化にもっと貢献できるような施設がいいん

じゃないかということで、多目的スペースとすることを発案いたしました。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） もう1回言います。誰の発案なんですか。

○議長（原中 政廣君） 小金丸課長。

○建設事業課長（小金丸卓哉君） 桂川町としての発案でございます。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） だから、町が提起しているということになりますよね。

では、その多目的ホールをつくるということを議員に報告、どの時点でされたんですか。

○議長（原中 政廣君） 小金丸課長。

○建設事業課長（小金丸卓哉君） 議員の御質問にお答えいたします。

設計の途中段階では説明はしておりません。平成30年の12月の自由通路の工事協定の議案の中で説明しているという状況でございます。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） これだけのお金がふえているのに説明しないというのは意図があるようにも思えるんですが、そんなことを思わせないようにやっぱり進めるべきだと思うんですけども、疑問があります。

さて、あの駅をつくるのにJR九州は3,000万円しか出さない。びっくりしました。町の人は全部JR九州がつくると思われている方もいらっしゃいました。僕は3,000万だけでショックでした。町長、頑張った、ようつくらしたと言ひよんしゃ。でも、違うんですね。これ、JRの駅を自治体がほぼつくるという例が近隣にあるんでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 小金丸課長。

○建設事業課長（小金丸卓哉君） 議員の御質問にお答えいたします。

桂川駅周辺の整備ですね、ああいうふうに駅周辺の整備を行っているほかの自治体について、平成26年から27年にかけて先進地視察をしております。その中で、具体的なJRの負担額の提示とかはなかったんですが、どこの自治体でも同様な意見だったのが、JRはほとんど費用を出さないというものでございました。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） ほとんどがどれぐらいかがわからんとですね、本来がね。

私、桂川駅のモデルは多分、新飯塚駅と考えていいのかなと思っています。ということは、新飯塚に町の議員も多分行って視察や調査をされていると思います。そこで質問します。そのとき、私は議員をしていませんので。新飯塚駅の建設には幾らかかって、JRは幾ら出しているんでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 小金丸課長。

○建設事業課長（小金丸卓哉君） 議員の御質問にお答えいたします。

飯塚市のほうにヒアリングしたんですが、具体的な建設費というのは提示されませんでした。ただ、新飯塚駅の工事は平成12年から13年にかけて行われておりまして、JR九州につきましては改札の内側、要は切符を買って中に入ったところのエレベーターの建設費の3分の1だけ負担しましたということを伺いました。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 飯塚市に聞けばわかると思うんです。何らかのルート。当時には聞かれたんでしょう。当時、当然聞いているんじゃないかなと思うんですけど、どうなんですか。当時聞いていないんですか。その小金丸さんじゃない人が御存じなら教えてください。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 議員の御質問ですけれども、よその自治体のそういう経費等についてはなかなかですね、私どももこういう場で公表することは難しいと思います。現実問題として私も存じてはおりません。そういう取り組みの経過とかについて、先進地の話を伺ったということはいかがでしょうか。具体的な数字を上げてというのはですね、それはちょっと控えているようなところがあります。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 表に出せないにしても、多分言ったほうが良いと思うんですけどね。桂川の場合はもうわかっていますよね。同じように出ていないんでしょうか。

はい、では、次の質問に行きます。新飯塚駅の乗車人数は一体何人ですか。

○議長（原中 政廣君） 小金丸課長。

○建設事業課長（小金丸卓哉君） 新飯塚駅の乗降人数、乗りおりということでお答えいたします。乗降人数は年間およそ320万人でございます。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 桂川駅のじゃあ乗降者数、年間何人ですか。

○議長（原中 政廣君） 小金丸課長。

○建設事業課長（小金丸卓哉君） 桂川駅の乗降人数は年間およそ137万人でございます。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） ということは、2.4、5倍かな。でしょうね、多分。5分の2、飯塚のですね。それだけ違うのに同じような駅をつくっていかうとしているわけですね。

次の質問に行きます。トイレが、実は建設費暴騰の要因にトイレがありますね。1階にトイレをつくる。それも多目的トイレをつくるということでした。私はトイレがお金がふえるというの

はどうも前回理解できないで、6月の段階で、2階につくる予定のを1階に置くのに何がそんなにふえるんですかと聞いたことがあります。多目的トイレをつくるのどとか言われたと思うんですが、それで、ここのがようもわからんと思って、7月22日に僕は資料請求をしました。いわゆる間違っただけのやり方の資料請求をしています。このような内容です。2017年5月、2019年12月におけるトイレの設計図と予算、できればイメージ図が欲しいということで、文書で名前、印鑑を押して差し上げました。資料請求をする中でわかったことは、トイレは2階を1階に持ってくるんじゃない。2階というのは駅舎内になりますよね。駅舎内のトイレを1階の公共的な多目的ホールの横につくるんじゃないなくて、2階のトイレはそのまま、1階は1階でつくるということがわかりました。町長、2つもどうしてつくるんですか。教えてください。

○議長（原中 政廣君） 質問は小金丸課長でいいですか。

○議員（3番 柴田 正彦君） どうぞ。

○議長（原中 政廣君） 小金丸課長。

○建設事業課長（小金丸卓哉君） 御質問にお答えいたします。

まず、1階に何でつくらないかんかったかというところから御説明いたします。

まず、桂川駅につきましては、駅利用者の皆様の利便性を考慮いたしまして、バリアフリー対応の駅ということの基本にしております。したがって、トイレについてもバリアフリーのトイレが必要になってまいります。設計で検討した結果、2階駅舎につきましては、今の駅の正面から見ると、右側にJRのコンクリートの建物が今はありますね。左側には商店がございます。これは設計図のコントロールポイントとしているんですけれども、その間で自由通路と駅をつくるということになります。そのときに、限られた面積の中で、2階の改札内のスペースの中で多目的トイレを配置するスペースが確保できなかったということになります。したがって、改札内の駅の駅側のトイレには健常者のみ使うトイレの配置しかレイアウトできなかったと。じゃあ、どこに多目的、車椅子の方も使えるようなバリアフリーのトイレを設置しようかということになったときに、1階部分に空きスペースがありましたので、そこにバリアフリー対応の多目的トイレを含めた公衆トイレを計画したという次第でございます。

桂川駅が駅長さんとも話をさせていただいて、実際に車いすの方も御利用なさっております。ですので、車椅子用の対応の多目的トイレというのは必要性が非常に高いというふうに認識しているところでございます。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 必要と思っています。でも、2階に最初つくるつもりやったんでしょう。ところが、何か設計が、最初の設計、めちゃくちゃさんですよ。本来なかったこういう施設がふえたり、それからトイレ、ここもつくる予定がでんから下に持っていきます、下

にもつくりますとか、責任ってさっきは町側だろうと言われて、町の責任はありますよね、そう
なると。3億7,500万と。新飯塚駅にも実はトイレがあります。駅舎内に。2階の駅舎内に。
それも多目的トイレですよ。多分あのイメージやと、だから、僕は思っていたんですよ。で
も、桂川にはできない。スペースがない。もう少しそこを何とかしたほうが早かったんじゃないで
すかね。いずれにせよですよ、新飯塚駅でトイレが駅舎内にあります。駅舎外にはかなり離れた
ところにしかないんですよ、新飯塚はですね。あの新飯塚駅ですよ。大学が近くにあり、高校が
近くにあり、大きな市役所があり、大きな病院があり、合同庁舎があり、そういった飯塚でさえ
その状態なのに、桂川は駅舎内に公共として1個つくっていく。乗車客は5分の2ですよ。どう
もちょっと考え方が間違っているようにも思えます。多目的トイレは要りますよと。駅舎内はや
めてよかったんじゃないかなと思っています。もう遅いですよ。こんな意見は出らんやったん
ですかね。

質問します。2つのトイレができちゃったら誰が管理するんですか。

○議長（原中 政廣君） 小金丸課長。

○建設事業課長（小金丸卓哉君） まず、2階の改札の内側のトイレにつきましては駅の施設にな
りますので、JR九州が管理することになります。1階のトイレにつきましては公衆トイレとい
う位置づけになりますので、桂川町の管理ということになります。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） ということは、その管理時のお金がかかってくるということで
すね。ほかにもじゃあ桂川町が維持管理するところがあったら教えてください。

○議長（原中 政廣君） 小金丸課長。

○建設事業課長（小金丸卓哉君） 議員の御質問にお答えいたします。

桂川町が管理するほかの施設ということで、公衆トイレ以外に、自由通路、線路を越える自由
通路は町の施設になります。それと、多目的スペースが町の管理物件ということになります。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） ということは、3億7,500万円、額が上がりました。とはい
え、補助金等がありますから、2億何ぼですね、たしかね。それプラス、毎年この維持管理費が
出てくるということになるんですか。そういうことでいいんですか。そういう解釈でよろしいで
すか。

○議長（原中 政廣君） 小金丸課長。

○建設事業課長（小金丸卓哉君） 議員の御質問にお答えいたします。

その解釈で結構でございます。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 町長にお尋ねします。これは相当、当初予算から膨らんでいます。問題点をお感じになりませんか。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 質問にお答えしたいと思います。

問題点といいますか、そういう意味におきましては、私も当初、報告を受けたとき、そのとおりに思いました。そういうこともありましたので、その内容について、担当者の説明を確認するとともに、JRの本社に赴きまして、さらに増額の内容や理由について説明を求めたところです。その具体的な内容につきましては、先ほど担当課長がお答えしているとおりであります。その席上、本町から再度工事費の低減、さらにJR負担の増額、そういったことについて申し入れをいたしました。

先ほど言いますように、先進地の事例もありますけれども、JRの回答としましては、安全性や事業の継続性、そういったものを重視したJR方式による事業推進しか方法がないということでもあります。そういう話を、意見を交換しながら、最終的にはやむを得ないという判断をしたところでございます。

ここまで、議員も先ほどから申されますように、既に工事は進んでおります。本町といたしましては、利便性の高い桂川駅、それから桂川町の顔となるような桂川駅、そして、また、将来の観光拠点となる、そういう桂川駅を目指して事業完成に向けて力を注いでいきたいと、そのように考えております。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） そういう桂川町にしていきたいというのは同じなんですけれども、お金をどこに使っていくかということをもう少し考えていくべきなんじゃないかなとは思っています。ちょっと方向性が僕とは違う。42%も上がったら、普通、テーブルをひっくり返すでしょう。まあ、2017年12月のところでぼーんとコマースシャルをしてありましたけど、実際ちょっと難しくなったので撤退しますと言ったときに、町民はどう反応するでしょうかね。それもあって、うーん、事前に意見を聞くべきだと思います。

今年度の予算、思い出してください。敬老祝い金というのがありました。町長のほうから提起されました。70歳の敬老祝い金はなくします。77歳の人には2万円から1万円にしていきます。そうやって敬老祝い金を減らした分は大体400万ちょいです。400万ちょい。迷いましたよ、反対すべきかどうか。この桂川町の財政状況を考えたときに、やむを得ないかなと思って賛成側で手を挙げています。

ところがですよ、一方は3億7,500万とか、そんなことがあっていいのかということなんです。耳かきで集めたのをスコープでぼーんと持っていったような感じです。その持っていった

行き先が本当にいいのかどうか。私には疑問があります。

質問します。3億7,500万という巨額な費用の増加について、総務経済建設委員会には説明されていたのでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 小金丸課長。

○建設事業課長（小金丸卓哉君） 議員の御質問にお答えいたします。

ふえた分につきましては、平成30年の12月議会の中で議案として御提示しておりますので、その中で説明させていただいているというところでございます。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） つまり、管轄の総務には途中経過は何も知らせていないということになりますね。文教は当然知っていませんよね。何も話されていませんね。では、住民に対して、この3億7,500万の巨額な増加、説明はどこかでされているのでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） いわゆる住民の皆さんへの具体的な数値の説明、そういったものについてはいたしておりません。私どもとしましては、いわゆる当初予算、補正予算、そういった予算措置の中で議会の承認・同意をいただいているということでございます。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 桂川町自治基本条例です。第19条、情報の公開及び共有のところの第6章、情報の公開及び共有、第19条、「町長等は政策の企画、立案、実施及び評価並びに見直しの過程について、町民にわかりやすく説明するように努めなければならない」とあります。42%の増加、大幅な設計変更、これは当然、町民に伝えるべきでしょう、基本条例を守るならば。今後、このことの説明をしていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） ちょっとお言葉ですが、私どもはそういう意味では、いわゆるルールに則った計画をつくり、そしてまた、議会に提案をし、承認をいただいて、この件、特に桂川駅の改築につきましては、既に着手しているというそういう状況であります。

確かに住民への周知というものは必要性は感じております。ただ、その必要性、どういいますかね、そういう内容等について、計画段階とそれから今回のように、工事協定ということを経んだ、そのことにつきましては、まずは住民の皆さんの代表である議員の皆さんの御理解をいただいていると思っております。

ですから、今後のことにつきましては、御指摘のように努めてまいりたいと思っておりますけれども、これまでのことにつきましても、私どもは私どもなりに精いっぱい、この件についても対応してきたと思っているところです。

また、先ほどから、金額の問題を提案されております。金額の問題につきましては、いわゆる敬老祝い金と比較されましたけれども、私はそういうものではないと思っております。金額が大きい小さいだけで、それはものを買う、ものをつくる、そのことによって金額が変わるのは当たり前のことです。必ずしも、先ほど申し上げますように、今回の経費が安いとは思っておりません。しかしながら、本町の将来のためには、ぜひとも必要な事業であると、そのように認識をしておりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） だから、理解できないって言っているんです。途中経過も説明しない。で、これだけの大幅をきちんと説明をされていなかった。もし12月、昨年12月にこれだけ実はお金を上がりましたよといったら、ひよっとしたら否決はあったかもしれない。

私、実は、そのデータをもらったときに、あれ、こんなに増えているの。一瞬アルキメデスの大戦という映画を思い出しました。海軍軍令、これは陸軍の参謀本部に相当します。軍令部の中で軍艦をつくるか、空母をつくるからでもめたときに、軍艦派は、安い値段を、予算を提起しました。

だから、一瞬、最初安い値段でポンと出して、これで行きますよ、そしてしかる後、9億円、あとはもういけいけ、ここまで膨らんだんやろうか、正直思ったんです、最初。ただ、町長とか職員がそういうことはせんじやろうと、つつい器が小さいのでそんなことを思った自分を恥ずかしいし、思ったこと申しわけないんですけれども、一瞬、思ってしまった。

お互いに血税をいただいている身ですから、もう少し話し合いの場を、もっといろんな情報を与えていただきたい。わかりません。

東北の原発、大震災が起こった後で、落合恵子さんが、講演の中で、知らなかった、知らされなかった、しかし、知ろうとしなかったと言われました。だから、お願いします。知らなかったじゃ済まない、今、立場なんです。

知らされなかった、知らしてください、知ろうとしなかった、知ろうとします。情報をお互いに、できるだけ共有して、そこでどうしていくかと一体として話し合っていけたらと思います。考え方が違うでしょう。でもその中で、どう持っていくか、それが出たら納得ができるんじゃないでしょうか。よろしくお願いします。

最後の質問に行きます。教育・保育施設整備基金への積み立てについてです。

過去3年間の繰越金額の使い方を教えていただきたいんですが、実は、9月の議会が始まった9月4日、実質的な繰越額は2億196万円で、当初予算で繰り越しとして6,000万円を計上しているの、その差額1億4,960万円を追加計上したと説明されました。過去3年間の繰越金額を教えてください。

○議長（原中 政廣君） 原中課長。

○企画財政課長（原中 康君） 柴田議員の御質問にお答えいたします。

過去3年間の繰り越し金額でございますが、歳入歳出差し引き高から翌年度へ繰り越すべき財源を除いた順繰り額で回答させていただきます。

平成30年度は2億195万5,014円、平成29年度は1億8,630万1,529円、平成28年度は1億6,373万1,328円となっております。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） ことはかなり多かったということなんですね。はい、では、過去3年間、この繰越金はどのようなことに使われてきたんでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 繰越金の使い方ということですが、議員も御承知のことと思いますが、町の財務は総計予算主義であります。総計予算主義、これは、全ての予算は予算書に計上しなければいけないという意味であります。ですから、先ほど御指摘のこの繰越金につきましても、予算書とは別に扱うということはありません。繰越金を開けたらそれを歳入に入れて、そして歳出でまた目的を出すということでございますので、繰越金のどの部分がどうという、そういうシステムにはなっていないということでもあります。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 繰越金があるのか、これを主にこっちのほうに入れていったとかいうのはあり得るわけでしょうから、その辺、大きいところを教えてください。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 一番大きいのは、当初予算を見られたらわかると思うんですけども、当初予算の中で、いわゆる財政調整基金からの繰入金という項目があります。それは、財政調整基金から一般会計のお金を繰り入れるということですね。確か、ことしの場合は、今年度の場合にはその金額は2億5,000万円ぐらいあると思います。

このように繰越金が出てきますと、本来、基金を取り崩すようになっている分、この取り崩しものを逆に減額する、取り崩さなくて済むようにする、そういうような措置を考えております。

それから、この後、出てくるんでしょうけれども、いわゆる基金の積み立て、そういったものにも重点的に取り組んでいくという姿勢であります。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） では、その基金ですが、教育保育施設整備基金というのをつくられています、今回、そこにいくら積み立てられたんでしょうか。

○町長（井上 利一君） この基金につきましては、御承知のとおり、教育保育環境の充実に資す

る施設の維持管理及び更新に要する経費の財源に充てるために、本年の4月に新設したものであります。当初予算におきましては、500万円を計上いたしております。そしてまた、今回の補正予算では2,000万円を計上したところです。この2,000万円という金額は、先ほど申しました、前年度の繰越金の約1割に相当する額であります。今後も財政状況を考慮しながら、当分の間は継続してまいりたいと、そのように考えております。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 増加してそのようにしていただけたらと思います。

嘉麻市のことについて話します。嘉麻市で嘉穂小学校と中学校一体的に学校として建てるようになっていきます。建てるのに28億円。稲築西小と稲築中学校を一体として建てます。38億円かかると。現在、桂川は2,500万円、桂川の場合は、学校だけじゃなく保育所、学童も1帯として建てる必要があると思うんです。そうすると、これは凄まじい額。

駅のことを何回も言うのは、そのお金こっちへ回してよという思いもあるから。こっちが僕は優先と思っているから、そこはちょっと違いますけどね。

先ほど、林さんが言われた、山上憶良の話をし、つまり子供が大事なんだ、子供が宝なんだ。以前、僕は、江戸時代、逼迫した藩情勢の中で、親戚の藩から米100俵を受けた、何に使うか。教育に使うとした例を言いました。

そして、学校建設といったら、僕はいつも思い出すのは、堀口村の学校建設です。1872年、明治維新が始まって学制というのが出ました。学校を建てなさい、子供を学校に行かせなさいと。しかし、学校を建てるのも教材費、と言います。教師を雇うのも全部あなたたちがしなさい。なかなか建ちません。

そんな中、今は福岡市の中なんですけども、堀口村という被差別部落が学校を建てました。生活が厳しい中で子供のためといって学校を建てました。教育から切り離されていた彼らが一番教育の大切さを知っていたんだろうと、僕は思っています。

ようやく建てた学校ですが、いわゆる筑前竹槍によって、筑前竹槍一揆は庄内町から始まっていますよね。そして、明治政府の出した政府もいろいろな命令に対しておかしいと、地租改正とかそんな含めたところで県庁に上りました。約10万人はいくつかの分かれて上がっています。ところがこの一揆勢が、途中、被差別部落を焼き討ちしたのですが、解放令にも反対していたんです。堀口村は焼かれ、学校も焼けました。

しかし、彼らは翌年、もう一度学校を建てます。僕はやっぱり教育の大切さというところをもう一度、考えていただきたい。桂川でも早急に学校を建てませんか。

いずれの時代も子供を大切にしてきましたし、教育を大切にしてきました。次の時代を担う桂川の子供たちに新しい学校、保育所、学童をプレゼントしたい。少しでもお金を集め、汗をかき、

知恵を出しながら学校を建てることはできないでしょうか。

ぜひとも、この方法を考えていただきたい。よろしく願いいたします。

長くなりましたが、私の一般質問はこれで終わります。

○議長（原中 政廣君） それでは、食事の関係で、ここで暫時休憩といたします。再開は1時から再開します。よろしく願いいたします。暫時休憩。

午前11時54分休憩

午後1時00分再開

○議長（原中 政廣君） 会議を開きます。

6番、吉川紀代子君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。通告に従い、一般質問を行います。まず最初に、高齢者対策ということで加齢性難聴性の補聴器購入助成制度についてお尋ねします。

桂川町では、高齢化が進み、耳の聞こえが悪くなり、意思疎通がうまくいかず、家に引きこもってしまうという方々が多くなっています。国会におきましては、高齢に伴う難聴者への補聴器購入に対して補助制度を求める質問を我が党の参議院議員大門実紀史がいたしました。このことは、これからさき、非常に重要だと私は思います。

それで、まず最初にお尋ねしたいのですが、本町では補聴器購入に対する公的な補助制度はどのようなになっておりますでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 江藤課長。

○健康福祉課長（江藤 栄次君） 6番、吉川議員の御質問にお答えいたします。

本町における補聴器購入に対します公的な補助制度についてですが、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律、いわゆる障害者総合支援法第76条の規定に基づきまして、補装具費の支給費制度におきまして補聴器の給付につきましても実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 身体障害者総合支援法に定める補装具費支給制度のみが適用されているというふうに理解いたしました。

次に、身体障害者総合支援法に定められております補装具費には70dB以上で障害者手帳が交付される方のみが補助制度を受けるというふうに書いてありますが、この70dBとはどういうこ

とか説明をお願いします。

○議長（原中 政廣君） 江藤課長。

○健康福祉課長（江藤 栄次君） 吉川議員の御質問にお答えします。

済みません、通告書にですね、済みません、その件まで詳細な記載があっていませんでしたもので、ちょっと準備が不十分かもしれませんが、わかる範囲でお答えさせていただきます。

聴覚障がい等級につきましては、2級、3級、4級、6級、1級と5級がございません。それで、一番程度の軽い級でございます。これは6級になりますが、この基準につきましては、両耳の聴力レベルが、先ほど吉川議員が申します通り、70 dB以上の者、これは具体的には40 cm以上の距離で発生された会話が理解し得ない者、それと片側の耳の聴力レベルが90 dB以上、ほか外耳の聴力レベルが50 dB以上のものというふうになっているところでございます。

以上です。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） ただいま説明をいただきましたけれど、この身体障害者総合支援法に定められているこの補装具でも70 dB以上というのは40 cmの範囲で聞こえる、それが基準になっているということで大変厳しいものがあると思います。

加齢性の難聴というのは、コミュニケーションの問題も含めまして、生活の質を落とすということ。最近では、うつ病や認知症の原因にも考えられております。WHO、世界保健機関におきましては41 dB以上の人に補聴器をつけることが奨励されているとのことです。その段階でつけたほうが、音の認識を保てるということです。欧米諸国と日本の補聴器の所有率ですが、日本は14.4%で欧米の半分以下ということです。

理由の一つとして上げられるのは、価格が高いということです。1台当たり平均15万円くらいはするそうです。余り安いのは精密機器であるため、その人に合わせた微調整ができないそうです。今後、高齢化していく社会で働くとか、また働かなくても高齢者の社会参加が桂川町でも必要になると思われます。補聴器購入機購入助成制度の創設が補聴器購入のきっかけになり、誰もが安心して生活しやすい桂川町となることを切に願い、補聴器購入助成制度の創設を要求します。前向きな答弁をお願いします。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 御指摘のように、今、高齢者の補聴器につきましては、先ほど、担当課長が申しあげましたように、まずはこの支給制度がございますので、それに該当するかどうかということになります。私が聞いている範囲では、相談を受けた場合に該当されるケースが多いというふうにお聞きをしております。

いろんな対応の仕方があるかと思いますが、本町における町単独での助成制度の実施に

については、現在の段階では考えておりません。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 桂川町では、先ほども申し上げましたけど、身体障害者総合支援法に定められた、限られた人だけがこの補聴器を購入できるという状況にあります。私が、今回これを問題提起しましたのは、あらゆるところで、桂川町でいろんな催しがあるけれど、参加しないという方に出会うわけです。そして、どうしても家の中にいるといけなくて、せっかくあるからといって引き出そうとするけれど、よくよく聞いてみると、聞こえない、多くの人の中に行っても聞こえないから自分1人が孤立してしまっておもしろくないから行かないという方の声をよく聞くんですよ。

そしたら、この桂川町でもなるだけ家にこもらないで出るようにとあって、いろんな施策が行われておりますけれど、なかなかそういう1対1だったら耳を近づけてわかるように何度でも聞くということはできるけれども、いろんな催し、大勢の人の中においてお話を聞きたいと思っても、そういう耳が聞こえない、聞こえ辛いということで、出ていけない、参加できないという人のために、今町長は単独ではできないということですが、きょう言って、私はすぐにいい回答が出るとは思っておりませんが、やはり、これから高齢化していくので、このことを念頭に考えて、前向きに考えていていただきたいと、創設をしていただきたいという思いで質問をいたしました。

ぜひ長い目で見て、なるべく早いうちにお願いします。

次に、学校給食の無償化についてであります。

まず最初に、子供たちと生産者の交流についてであります。地産地消を取り入れた学校給食は、安心安全で新鮮な生産物を提供することができます。実際に農家に行き、農作業を体験する食育も全国で行われております。本町ではそのような経験はありますか。また、今なくても今後そういうことを計画しているということがありましたら、どうぞお聞かせください。

○議長（原中 政廣君） 北原課長。

○学校教育課長（北原 義識君） 吉川議員の質問にお答えいたします。

学校給食につきましては、食育というように教育の一貫であります。御質問の生産者、農家との交流ということですが、具体的には中学校2年生で実施しております職場体験でことしは8月の下旬に3日間、地元の農家で農業を体験し、農家の方と接する体験をしております。

また、東小学校では、昨年5月、5年生の社会科の授業で農家の方から米づくりの話を聞いたり、農家を訪れてお話を聞いたりという取り組みをされております。

以上です。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 形は違うけれど、そういう経験はあっているというふうに認識いたします。

次に、学校給食法の歴史認識にお尋ねをします。

日本における学校給食の起源は1889年、明治22年、山形の私立忠愛小学校で無料の食事を配ったのがルーツと言われております。その後、各地で一部の欠食児童対策としてパンが配られるようになり、1930年代になりますと学校給食臨時施設法が実施されるようになるわけがありますけれど、1940年代に入りますと、食料事情悪化で中断に追い込まれてしまいました。

戦後、児童の欠食対策として給食は再開をされ、1952年あたりから全国的に完全給食を実施することが可能となり、給食の目的も欠食児童改革から先ほど、課長が最初の質問のときにお答えになったように、この給食というのは食育じゃなくて教育であるとおっしゃいましたけれども、まさにそのとおり、この欠食児童対策から教育の一貫であると位置づけられました。

学校給食法では、学校給食の目標として第2条に、学校給食については義務教育、諸学校における教育の目的を実現するためと書かれてあります。要するに学校給食が教育の一貫であるということです。この学校給食の歴史について、簡単ではありますが、私が調べてきたところであります。

教育長が知っておられる限り、またきょうのこの意見を聞いて見解を求めたいと思います。

○議長（原中 政廣君） 大庭教育長。

○教育長（大庭 公正君） 吉川議員の質問にお答えいたします。

ただいま議員がおっしゃられたとおり、我が国の学校給食の起源というのは、まさに1889年、山形県の小学校で貧困児童を対象に無償で提供したものであると言われております。その後、さまざまな食糧事情の困難さのもと、経済的困窮と食糧不足から児童生徒を救済することから全国各地で学校給食が実施をされてきた、そのとおりでございます。

お尋ねの学校給食法でございますが、全国各地でそれぞれに実施してきた学校給食を、基本的な枠組みを規定し、そのときどきの状況に応じ、学校給食を制度的に支えるために学校給食の根拠法として昭和29年に制定をされました。

第1条の法の目的、第2条の学校給食の目標から、学校給食が学校教育の一環であるという基本理念を明らかにしています。このことは学校給食の歴史から見ますと、欠食児童や貧困児童に対象を絞った方法から、子供全員の食のセーフティネットワークとして発展、定着したものと言えます。

また、平成21年には、学校給食法が大幅改正されまして、第1条法の目的に、学校における食育の推進が規定され、第2条学校給食の目標には、食育の観点を踏まえた新たな目標を加え、学校給食の教育的効果を引き出し、学校における食育を推進するという趣旨がより明確になりま

した。

このことは、教育基本法や学校教育法における教育の目標をより一層踏まえるものとなり、学校教育活動の一環であることが明らかにされたものであると認識をしております。

以上でございます。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 済みません。教育長と同じ思いであるというふうに認識をいたしました。そもそも義務教育というのは無償であります。ゆえに教育の一貫である学校給食が無償であるのは当然です。公立小学校や中学校の給食費の保護者負担を全額補助して無償にする市町村が少なくとも2017年7月20日現在83人ふえていることがしんぶん赤旗の調査でわかりました。

無償化の理由として、子育て支援や定住しやすい環境づくりに加え、給食を教育の一環として捉える食育の推進を上げる自治体がふえております。

本町におきましても、学校給食が教育の一貫であるという認識は課長も教育長も私も同じであると思います。ならば、学校給食の無償化をぜひとも決断していただきたいと思います。

答弁を求めます。

○議長（原中 政廣君） 大庭教育長。

○教育長（大庭 公正君） 私のほうでお答えさせていただきたいと思います。

学校給食の無償化につきましては、これまでも御質問をいただき、御解答をさせていただいたところでございますが、学校給食費につきましては、学校給食法第11条に規定されていますように、保護者負担が原則であるとしつつも、本町におきましては、一部助成を実施をしているところでございます。

また、学校給食費の支払いに困っている児童生徒の家庭に対する財政的援助を否定をしている学校給食法第12条に基づき、保護費、就学援助費による納入をいただき、この部分については無償ということになっております。

これらの状況を見たときに、現時点におきましては、学校給食の完全無償化ということは想定をしておりません。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 学校給食法のこと、今までも質問のときに答えていただきましたので、私は多分そういうふうに答えられるだろうと思いましたが、先ほど来より、課長も教育長もこの給食というのは、教育の一貫であると、そういうふうにお答えになりました。

ということは、学校、義務教育は無償です。そして、日本ではもうどんどんそういう各自治体の子供のこの食育という観点から給食費を無償に持っているというところは、この給食法

というのを乗り越えて、義務教育が無償である、ここに重きを置いていると思います。

ですから、現在、桂川町においては、この給食法に軸足がまだ置かれていると思いますが、そうではなくて、全国に見習ってこの桂川町の子供たちも給食の無償化の恩恵が受けられるように、現在では無理でも将来的に決断をしていっていただきたいと思います。

次に、国保税についてであります。

まず最初に、国民健康保険税率の統一化についてであります。政府は5月30日、今でも高すぎる国民健康保険税の大幅引き上げをねらって、地区町村ごとに異なる保健税率の都道府県内での統一を促すための新たな誘導策の検討を始めました。国が国庫負担を抑制し続ける中で、住民は高すぎる国保税に命と健康を脅かされております。

政府が保健税率の統一を将来的に目指そうとしている動きに対し、本町はどのように対応するつもりなのか、答弁を求めます。

○議長（原中 政廣君） 町長。

○町長（井上 利一君） 議員御指摘のように、現在といえますか、昨年の平成30年度からこの国保の広域運営が実施されているところでございます。これは、県と市町村が一体となって保険事業に取り組んでいるということでございます。

この県と一体となって取り組んでいる中で、運営方針という中では、県内における将来の保険税の統一化、これを見据えながら安定的な財政運営と市町村の事業運営、この効率化を推進しているということは定められております。

この保険料税の県内の均一化、統一化については、納付金額の設定及び医療費適正化の取り組み等を通じて、市町村の医療費水準、この平準化を図りながら、中長期的に行うこととすると記載をされているところです。

現在の段階では、県内の、福岡県におきましては60市町村ではさまざまな状況の違いがある中で統一化ですから、今後の大きな課題であろうと思っております。

今後、県と協議しながら、保険者である住民の皆様の負担が大きくなるように取り組んでまいりたいと、そのように考えているところです。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） ただいまの町長の答弁では、国や県の動きをいろいろとおっしゃったようですが、私からすると、もう少し桂川町として独立してしっかりとした考え方を持って、対峙していきたいという思いです。

次に移ります。子供の均等割の減免についてであります。

国民健康保険法第77条には、加入者に特別な事情がある場合、市町村の判断で国保税を減免できると書いてあります。この特別な事情については、自治体に裁量が委ねられております。現

在、札幌市、青森市、秋田県におきましては、秋田市と1市を除く全市町村、福島県は伊達市、神奈川県大和市、岡山市、山口県宇部市、徳島市、北九市で始まったこの子供の均等割の軽減策は子供がいることを特別な事情と認定することで、住民負担の軽減を行っております。

社会保険におきましては、世帯主、夫が保険料を払うことによって、専業主婦や子供さんは保険料を負担することなく、保険証は交付されます。国民健康保険では、扶養家族がふえるほどに保険料の負担がふえます。これは、子育て支援に逆行しております。国保は協会健保の約2倍の保険料を払わなくてはなりません。また、国保は出産手当金や傷病手当金も支給されません。このように他の法的医療保険との異常な格差、不平等、不公平を是正するために国民健康保険法第77条を適用して子供の均等割減免を要求します。

答弁をお願いします。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 御質問にお答えいたします。

6月議会でも申しましたように、本町の国保財政につきましては、ようやく赤字解消ができた、そういう段階であります。新たな財源が確保できない中での国保税率の引き下げや、あるいは先ほど申されています子供の均等割の減免、これを行うということは、そのほかの国保加入者の全世帯への税額に大きな影響を与えます。

そういうことから、現在の状況としましては、今取り組んでいるこの国保運営を続けていきたいと、そのように考えております。

安定的な国保財政運営ができるように、まずは特定検診の受診率向上や2次検診の実施、そういったことによります重症化の予防、これに取り組むことが医療費の適正化につながるものと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 私がたびたびこの国保税の引き上げ、引き下げを申し上げているのは、本当に国保税が高すぎて困っているという声を聞く機会が多いわけです。高すぎるという方が多いんですよ。ところが、今の町長の答弁では、全く町民の苦しみがおわかりになっていないと思います。国保の運営、運営と言いましたけれど、その運営にかかわっているのが国保税を納めなければいけないじゃないですか。その国保税が高すぎるんですよ。だから、そこを考えてくださいというふうに言っているんです。

だから、それは町長の立場だったらそうかもしれませんが、町長の立場であるならば、町民の声に耳を傾けるという姿勢も持っていただきたいと思います。

以上をもちまして、私の質問、あ、いいですか。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 済みません。今申されました、私もそのことにつきましては十分承知をしているところでありますけれども、これも繰り返し申していることですが、保険の、いわゆる財政、それはあくまでも給付費と医療費のバランスで成り立っているということです。ですから、支出する医療費が安くなれば、当然保険料も安くなる。しかしながら、現在のように医療費が高騰する、高くなっている傾向にあります。そういう中で、保険料、保険税だけを引き下げるといのは、なかなか難しい、そのことをぜひ御理解願いたいと思います。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） なかなかかみ合わないようですけども、結局、国保の中でその歳入と歳出のバランスをおっしゃっていると思うんですけど、そうじゃないんですよね。この国保というのは、後で党でまた質問しようと、あれしようと思っていたんですけど、結局、国がこの国保に対しての公的な支出、国庫支出金ですか、これを削減したことが大きな要因なんですよ。そして、そのひずみがこの国保加入者に持ってきているわけです。これからどんどんどんどん高齢化になれば、支出がふえるのは当たり前じゃないですか。同じこの枠組みの中で、高齢者がふえれば病院にかかる頻度も多いし、確かに何かちょっと何とかをしているからとかおっしゃるけど、そういうことも一つの手は、手ではありますけども、単純に考えて、若いときにはそんなに病院にかかる頻度もありませんけども、年をとれば病気になる確率も高くなります。そうすれば、病院にかからなければいけないですよ。それをこの運営のために支出と収入でといたら、それは、かかれば支出が多くなるからこれで、この枠の中で考えるとはそういうことなんですよ。

ところが、これで今、町長たちも要求しておられますように、国に対してその大変だから国に1兆円の財政を補助せと、そういうふうに要求しておられるところは、そういうところだと思うんですよ。

ところが、それでもなかなか国が動かないから、先ほども申し上げましたように、北海道からいろんなところで、それでは自分のところの地域の人たちが困るからということで、どこも余裕があるところではないと思うんですけども、何らかの工夫をして引き下げていっているわけですよ。

だから、桂川町におきましても、そういうところを考えてみてくださいということを言っております。

だから、町長がなかなかそういうことを四角四面の帳面上のようなことをおっしゃるから、何かなかかわかっていそうでわかってくれないんだなというふうに、ちょっと寂しく感じますけれど、私は今後もこの国保税については、引き下げを求めて要求してまいります。

以上です。

○議長（原中 政廣君） 次に、5番、大塚和佳君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 5番、大塚です。一般質問通告書により質問いたします。

まず1点目は、幼児教育、保育の無償化などの保育行政についてでございます。

子育て支援課長にお聞きしますが、10月から実施される幼児教育、保育の無償化制度の説明をお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） 秦課長。

○子育て支援課長（秦 俊一君） 大塚議員の御質問にお答えいたします。

本年10月から幼児教育、保育の無償化が始まりますが、まずは概要について説明をさせていただきますと思います。

幼稚園、保育園等を御利用の3歳から5歳までの利用料が無償になります。ただし、給食費、行事等にかかわる費用についてはこれまでどおり御負担いただくようになります。

また、ゼロ歳から2歳までのお子さんについては、住民税非課税世帯の方について利用料が無料化されます。また、現在、新制度に移行していない私立幼稚園については、月額、上限2万5,700円まで無料となります。

また、そのほかに幼稚園の預かり保育、認可外保育施設を御利用される方についてもそれぞれの上限額の範囲内で無償化されます。

無償化につきましては、現在、保育園等を御利用の方にはチラシ等を配付してお知らせをしております。また、町民の皆様方には、広報の9月号で周知しているところですが、詳細につきましては、子育て支援課までお尋ねいただければと思っております。

以上です。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 今、子育て支援課長から制度の御説明をいただきましたけれども、今度は中身をちょっと質問をしていきたいと思っております。

飯塚市と嘉麻市でゼロ歳から2歳までの保育料などの取り組みについてわかっているのがあれば教えていただきたいと思っております。

○議長（原中 政廣君） 秦課長。

○子育て支援課長（秦 俊一君） 大塚議員の御質問にお答えいたします。

詳細につきましては、把握はしておりませんが、先ほど、無償化について述べましたとおり、本町と同じ、国に準じて対応されているのではないかと考えております。

以上です。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） では、飯塚、嘉麻市の分は一緒だということで、国と準じてということでございますけれども、桂川町の取り組みとして何かあればですね、教えていただきたいと思いますが。

○議長（原中 政廣君） 秦課長。

○子育て支援課長（秦 俊一君） 大塚議員の御質問にお答えいたします。

本町におきましても、先ほど申しましたとおり、国に準じて対応していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） では、3歳以上の保育料等について無償化うんぬんということでございましたけれども、まあ飯塚市と嘉麻市の3歳以上の保育料の取り組みになるよう、わかれば教えていただきたいと思いますが。

○議長（原中 政廣君） 秦課長。

○子育て支援課長（秦 俊一君） 大塚議員の御質問にお答えいたします。

先ほど、ゼロ歳から2歳までというふうに御質問されました。3歳以上につきましても、先ほどと同じく、詳細については、飯塚市、嘉麻市さんについては把握しておりません。本町と同じく国に準じて対応されているのではないかとというふうに思っております。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 今の回答では、桂川町の3歳以上のことを聞こうかと思っておりますけれども、国と準じてされるということが回答だと思いますので、割愛します。

次に、給食費等の取り組みということで、これは無償化ではないということでもございましたけれども、飯塚市と嘉麻市の取り組みでわかるものがあれば教えていただきたいと思いますが。

○議長（原中 政廣君） 秦課長。

○子育て支援課長（秦 俊一君） 大塚議員の御質問にお答えいたします。

まず、無償化による給食費について御説明したいと思います。

これまで3歳から5歳児の給食費分につきましては保育料の一部として主食ですね、ご飯になりますけれども、その分については直接持参、もしくはお支払い、副食費、おかず等についてもお支払いしていただきました。保護者の方に御負担いただいていたけれども、今回の無償化につきましては、保育料については無償化になりますが、給食費は別途、引き続きお支払いいただくこととなります。

飯塚市、嘉麻市さんもこの基準に応じて対応されているというふうに思います。

以上です。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） まあ、飯塚、嘉麻、桂川も同じだというふうで理解しておりますけども、町長として給食費等の取り組みについて何かちょっと踏み込んだちょっと考え等があればお知らせいただきたいと思いますが。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） お答えしたいと思います。

この制度につきましては、もう議員も御承知のとおり、国の制度に則ってそれぞれの市町村が実施しているという原則的なものがございます。そういうことからいたしまして、本町といたしましても、国の基準に則って実施をしていきたい。桂川町で特別な措置というものは考えておりません。

まずは、10月1日からという非常に大きな変化があるわけですから、その変化にきっちり対応できるようにすることが肝要だと考えています。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 給食費等はお支払いいただくということでございますけども、桂川町には公立の土師、吉隈と私立の善来寺保育園、3園ありますけども、保育料などの金額は今まで私立も含めたところで、町が保育料の徴収をしておりましたけども、10月からはどのようなになるのでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 秦課長。

○子育て支援課長（秦 俊一君） 食材費につきましては、在宅で子育てをする場合でも生じる費用であるということから、現行制度でも保護者が負担することが原則であり、基本的に施設からの徴収または保育料の一部として保護者の方に御負担いただいております。

本年10月から無償化になりますけども、保護者から実費として徴収している食材料費、行事等の費用については、無償化の対象から除くとされておまして、3歳以上の子供の主食費、副食費とも施設による徴収をすることとなりますので、基本的には各施設で対応していただき、未納が生じないよう、努力していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 今の課長の説明では、善来寺保育園が食材費、給食費など独自で徴収しなければいけないということでございますけども、今までは町が保育料、計算いたしまして、徴収していたときと事務のほうが大分こうふえてくるんじゃないかと、特に桂川町は3園しかないうちの1園が私立ということで、そこら辺が今までのようにできるような考え方はないんだらうかということで御質問いたします。

○議長（原中 政廣君） 秦課長。

○子育て支援課長（秦 俊一君） これにつきましては、先ほど申しましたとおり、給食費に關しても今までどおりご飯を持参するとか、あるいは徴収とかいうふうにいただいております。同じような回答になるかと思えますけれども、食材料費、行事費等については各施設で徴収していただくということと、また地方自治法により、そういった費用に関しては町が管理することができないということになりまして、その給食費等については各施設で徴収をさせていただくというふうになっております。

以上です。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） まあ独自で徴収しなさいということでございますけども、10月から幼児教育、保育の無償化が実施されますけども、私立なり公立なり独自でとっていくということになれば、事務量がわかってあると思えますけど、払う人は払うけど払わない人は絶対に払わないですよ。それで、今まで課長さんも大分苦勞されたと思えますけども、いくつか思うのは、給食費等の徴収漏れや滞納者などの対しては、できるかどうかわかりませんが、今までも保育料等で、子供手当から徴収してありましたので、それができないのか、また田川市や大任町などは、まあ全体からは話しておりますけども、安心して子育てができるまちを目指すためとして、保育料の完全無償化の取り組みをしてありますので、少なくとも給食費の全額ということでは、難しいかもしれませんが、いくらかでも考えていただいて、ぜひ前に進めていただければと思います。

次、その他の取り組みということで、保育士確保、前回もお聞きいたしますけども、そのときに今年度どうかということで町長に質問をいたしました。6月議会の質問で私立保育園新規採用保育士就職準備補助金について質問をいたしました。そのときの回答では、町長は継続していくと考える。また善来寺保育園1園であるので、ヒアリングをしながら協議を重ねていくと回答されましたが、その、どのように協議をされたかお知らせください。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） お答えしたいと思います。

私自身が善来寺保育所と直接協議したということはありませんが、御指摘のこの就職準備補助金、これについては継続して取り組んでいく必要があると、そのように考えておりますし、その後、担当課においてこの要綱の整備を行ったところであります。

ですから、今年度から実施をしたいと、適用したいと考えておりますが、ただ、まだ予算措置がされていないということがございます。私としましては、12月議会には補正予算として計上をしていきたいと、そのように考えます。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 私は、前回の答弁から、前回、昨年度も補助金として10万円、1人10万円で5人分50万円ですか。そして、30万円ぐらい、2人の分しか使わなかったということで帰ってきたという記憶はございますけども、そういうふうに、条例とか規則とか補助金、要綱とかつくってあるはずですから、もうあと年間をこう続けるというか、区切りということをしなければすぐできたものであると思うんですけども、あと一つ、先ほど言いましたけれども、善来寺保育園に聞いたらすね、協議等は何もなかったというふうなことも話されてあったんで、私は、やはり6月の一般質問に聞いた後に、そこら辺はちゃんとしていただかなくていいんだらうかと。そしてまた、今町長は12月からです、補正を組んでいただくということでございますけども、それでいいのかなというふうな気持ちであります。

ただ、12月議会を組んでいただけということでございますので、来年度以降、どうされるか、ちょっとお聞きいたします。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 先ほども申されましたように、こういった制度というのは、継続して取り組んでいく必要があると考えておりますので、どういたしますか、今回の場合には、新しくつくった要綱ということで、期限の設定がされておりましたので、今後、新しく制定しております分につきましては、そういったものははずすということで進めていきたいと思っております。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 期限の設定ははずすだけであれば、すぐ条例ではありません、規則なり要綱なりでありますので、事務手続はすぐするかどうかだけの問題だったと思いますので、ちょっとそこら辺が私は一番問題だと思われまして、善来寺保育園でちょっと話を聞いたところによりますと、保育実習に来た生徒さんに、自分の保育所に来ていただけんやろうかというふうにお尋ねされたそうですけども、飯塚市が奨学金などの制度があるので、善来寺保育園には来ないとはっきりと言われたそうです。また、保育関係の学校掲示板、保育士を目指してある方です。その掲示板には各自治体が保育士確保で考えてある制度、就職一時金なり奨学金なり、いろいろあると思いますけども、その文書を見て保育士になりたいという人がどちらを選ぶかということで、今現在、12月に補正組まれるということでございますけども、今現在、桂川町は何もない状況でそれでいいんやろうかというふうなことを思いますので、桂川町はやっぱり保育士確保について2歩、3歩遅れているのではないかとというふうな捉え方もありますし、待機児童が出てもおかしくない状況、特に今の保育士確保がどこの市町村も急務といわれている状況で、これでいいんだらうかというふうなことが思いますし、こういうことがあったらいけんですけども、待機児童がもし町立保育所でいっぱいであったとき、善来寺保育園が保育士が足りない、

受けたいけど受けられないというふうな状況になった場合には、もう確実に待機児童が出るんです。

今現在、何か出ているというふうな話を聞いておりますけども、待機児童を出さないためには、やはり生徒なりそこら辺の待遇なりをしていかなければいけないと思っているところでございます。

続いて、臨時保育士の確保ということで、臨時保育士というのは、町内の2カ所にある土師、吉隈の臨時保育士の取り組みの関係で6月議会にも聞かせていただきましたけれども、そのとき子育て支援課長の回答では、桂川町のほうが飯塚市や嘉麻市と比較して全体的によいとの回答でした。しかし、やっぱり6月からいろいろなことを、状況を聞きよったときに、来年度以降、今現在ももしかしたら臨時の先生がどこかいいところがあったら行こうかなというふうなことも考えてある先生がおられないとは思いますが、もしかしておられた場合、そういうふうなことを考えたときに、今現在のその現状でいいんやろうかというふうなことがありますので、6月以降、何か計画や進展があったかお知らせ願います。町長、お願いいたします。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 特段ございませんので、担当課長のほうから説明いたします。

○議長（原中 政廣君） 秦課長。

○子育て支援課長（秦 俊一君） 大塚議員の御質問にお答えいたします。

6月議会でも申しましたとおり、飯塚市、嘉麻市等の賃金とかいろいろ調べた結果、いろいろ格差はあるかと思うんですけども、相対的に見たときに、うちのほうが少しよい条件ではないかというふうに思っております。

今言われました、今現在おる保育士がほかに行くのではないかというふうに言われていたんですけども、これにつきましても、また来年度に向けて協議する必要があるかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 臨時保育士さんの賃金に対しては、やはりこう生活が出ていないから保育士になりたいという方々、なってあった人もやめている状況は新聞なりネットのニュースなり、やっぱり出てきますので、やはり今現在、先生方がおられるのが当たり前ではなくて、やはり働きやすい環境なり、賃金なりをぜひしていただきたいと思えます。

また、今後の保育行政の取り組み、これ全体的なことになるんですけども、国の制度で幼児教育、保育の無償化の取り組みや保育士の確保について先ほど質問をしてきましたけども、そのほかに桂川町で考えてある保育行政を桂川町に来たい、住みたい、住み続けたいと思われるような

取り組みを何か考えてあるでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 先ほどから申し上げておりますように、保育行政につきましては、10月からの保育料の無償化という非常に大きな転換期を迎えていると。そのように思っております。まずは、この制度をきちんと対応できるように、そしてまた、状況をしっかり見守りながら、本町の課題として考えていきたいと思っております。

そういう中で、一つ大きな課題といたしましては、保育所の民営化ということについても、今後の検討協議課題ということになってくる、そのような気がしているところです。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 民営化うんぬんというのは、先ほど、柴田議員が言われましたけれども、やっぱり施設の維持管理なり新設なり、そうゆうところも含めたところだと思いますので、早くやっぱ公共施設なりの運営なりを考えていただくテーブルを早くつくるとというのが、今民営化の話が町長からしていただきましたので、本当にその民営化でいいのか、悪いのか、やっぱりテーブルを早くつくるべきだと思います。

それで、先ほどから言いますけども、今から桂川町に住みたいと思っている方たちがどう思っているかということ考えたとき、私は、子育てをしやすい町にするために、一つの考え方として、「ひまわりのたね」の施設の充実が必要と思っています。8月に「ひまわりの里」に行ったら、子供たちや保護者の楽しい声が聞こえていました。しかし、その場所は「ひまわりの里」の一部屋、どっちかというと狭いですよね。教室の4分の1ぐらいでしょうか。そこで「ひまわりのたね」の事業が行われていました。また別の日に行ったときには、廊下で子供たちが楽しそうに遊んでいました。私は、子育てをされていて保育所や幼稚園に行っていない子供たちがいつまでも、いつでも広い教室ぐらいの部屋で自分たちの考えでいつでも自由に使うことができる施設が必要と思っています。利用者が気がねなく使える施設で、子供たちがのびのび活動でき、保護者の方が子育ての相談や保護者たちの情報交換の場として、なぜできないのかと思っています。

また、保育所の建てかえや学校建設など、子供たちへ目を向けていただきたい、先ほど言われた柴田議員と私も同感です。

今さら言っても遅いんですけど、駅舎改築で多目的ホールの計画があっておりますが、何に使うかも今現在、私はわかりません。このようなホールに何千万円も使うのはどうかと。また、ゆのうら体験の杜の維持管理費に毎年約800万円の金額を使って、今から30年、50年、60年となれば、30年で2億4,000万円、50年で4億円、そしてその間、修繕などもあればどのぐらいかかるかわからない施設です。本当に子供たちを考えたときに必要なのかと今でも私は思っております。

次の質問に移ります。

○議長（原中 政廣君） はい、入ってください。

○議員（5番 大塚 和佳君） 次、買い物、通院バスと福祉バスの今後についてでございます。

まず、企画財政課長にお聞きいたしますが、私たち議員にはスーパーなかむら移転に伴う閉店のお知らせの文書が8月23日に議員控室の机に配ってありましたが、町のほうではいつわかったのか、お知らせください。

○議長（原中 政廣君） 原中課長。

○企画財政課長（原中 康君） スーパーなかむらの閉店のわかった時期ということでございますけれども、先月、8月2日の日になかむらさんのほうで来庁されて閉店の連絡をお聞きしたところでございます。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） では、町長にお聞きしますが、スーパーなかむらが8月24日に閉店するとのことですが、でしたが、地域住民の皆さんから意見が、どういった意見があったか、まあなかったか。そこの辺、お聞かせいただければと思います。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 質問にお答えしたいと思います。

私には、いわゆる閉店する前に、いわゆる閉店されると便利が悪くなるよねという、その声はお聞きしました。で、実際に閉店した後には特別な声は聞いておりません。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 聞いておられないということでございますけれども、8月24日に土師のスーパーなかむらが撤退して、地元の方たち、特に車の運転ができない高齢者の方たちは買い物に行くために苦勞されていると聞いておりますし、お話も私受けております。来年の3月末ぐらいですかね。それにはトライアルが進出するとのことですが、車を運転したり家族が買い物の手伝いをしたりしてもらえる方はいいのですが、今まで歩いてスーパーなかむらへ買物をしていた近くの住民の方、特に高齢者の方たちは8月25日以降、ものすごく不便を感じているとの御意見をいただいています。

そこで、買い物、通院バスの路線の再構築をしないと、現在はスーパーなかむらが運転時刻表に書いてあり、実情に即していなくなると思いますが、現在の買い物、通院バスの路線等の変更を考えてあるのか、また旧筑穂町にある店にでも行きたいという声も聞いておりますけれども、その2点ですね、どういうお考えであるか、お聞かせください。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 質問にお答えします。

どう言うんですか、旧筑豊町と言われましたけども、それは多分なかむらが新しく移転した先のこと。

○議員（5番 大塚 和佳君） あのバイパス沿いの食彩館。

○町長（井上 利一君） 食彩館、ああそうですか。失礼しました。まあ町外への、町外へのことにつきましては、直接的には考えておりません。ただ、町内におけるこのバス、買い物、通院バス、それからその後の福祉バスもそうですけれども、現在、トライアルのオープン、あるいは今取り組んでおります道路の関係、そういったことも含めまして検討していきたいと思っておりますし、具体的な検討に入っているところです。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 具体的な検討というのを、トライアルが3月いっぱいぐらいには多分できると思いますけども、そこら辺まででされるという確認でよろしいでしょうか、議会で。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 要するに、トライアルとの協議というのは残っております。駐車場をどこにつくるかということもあります。ですから、そういったことの条件が整った上でやっていきたいと思っておりますし、先ほどから申されますように、オープンの日にあわせるのか、あるいは皆さんの周知期間も含めて調整するのか。そこら辺のところはこれからの課題だと思っております。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 私は、トライアルの中に入る知識まではなかったけど、一步進んでそういう考え方もあるということにはございますけども、早く住民の方たちに、特に福祉バスの関係で、6月議会ですか、聞きましたときには、路線は変更は全然考えていないということではございましたので、今考えていただけるのであれば、早めに来ていただければと思います。交通の手段を使っていただいて、買い物の利便性を上げていただければと思います。

次、空地、空家、空地対策について質問をいたします。

○議長（原中 政廣君） それでは、約1時間たちましたので、ここで暫時休憩いたします。

14時10分より再開します。よろしくお願いいたします。暫時休憩。

午後1時57分休憩

午後2時10分再開

○議長（原中 政廣君） 会議を開きます。

大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 3点目の質問であります。空家、空地対策についてでございます。総務課長にお聞きいたしますが、全国的に、また桂川町の将来は過疎化や高齢化による人口減

少は避けて通ることができない状況であることは、わかってあると思いますが、そのため、現時点において空家、空地の増加を見越した行政の対応が喫緊の課題であると思います。

まず、土地の管理に関しては、土地の管理者の所在を明確化にして、土地所有者に対しては周辺家屋への配慮した土地の管理の推進など、行政でのアプローチをしていかなければいけない。また、空地や空家などの有効活用ができるような事業等について検討してもらいたいために、空家、空地、空家の管理、運営を確立していただくために、今回、空家や空地対策について質問をします。

まず、国が考えている空家等対策の推進に関する特別措置法が制定されていますが、措置法の内容を簡単に説明してください。

○議長（原中 政廣君） 山邊課長。

○総務課長（山邊 久長君） 議員の御質問にお答えいたします。

空家等対策の推進に関する特別措置法についての概要について、まずはお進め申し上げます。

本措置法は、空家等の適正な管理が行われずに倒壊の危険性、公衆衛生の悪化、あるいは景観の阻害等など、全国的に問題になっている空家等に対して総合的に対応するため、平成26年11月に公布され、平成27年5月に完全施行された法律でございます。

また、この法律においては、空家等及び特定空家等の定義や空家等の所有者の責務、あるいは市町村の責務、国の基本指針、市町村の空家等対策に関する各種取り組み等が定められているところでございます。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） では、今あの措置法の簡単な説明をいただきましたけども、空家等の取り組みをちょっとお聞きいたしますが、空家の、今度空家だけ、空家の取り組みで、飯塚市や嘉麻市の取り組み、また全国的に見て参考となるような先進的な取り組みがあればいくつか説明をしてください。

○議長（原中 政廣君） 山邊課長。

○総務課長（山邊 久長君） 本件に対する回答におきまして、特定の自治体における取り組み等については答弁を差し控えさせていただきますと思います。

次に、全国的な取り組みについて御報告をさせていただきたいと思います。

全国的に空家対策として、現在、スタンダードといえますか、多く取り組まれておりますのが、宅建業者等、いわゆる民間企業と連携して行われている空家バンクの取り組みでございます。

特に最近では、自治体のホームページ等で情報提供をするだけではなく、国や県、あるいは民間の空家情報サイトと連携するなど、広く活用をされているところでございます。

また、単に空家の売り買いや賃貸等にとどまらずに、自治体の移住定住施策として活用してい

る自治体もあると伺っております。

次に、国が推奨している制度としまして、相続財産管理制度というのがございます。これは先日もある新聞で掲載をされておりました制度でございますが、この制度は行政代執行で取り崩し等を実施した所有者不明の物件に関して、費用の改修や跡地の有効活用について、相続財産管理制度を活用し、これは家庭裁判所を通して代理人を選出し、その代理人が利用改修や土地利用、売却等の手続きを進めることができるという制度でございます。

全国でも活用する自治体が増加しているということが新聞でも取り上げられていたところがございます。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 全国的には今こう活動なりしてあるみたいですけど、本町では空家等の調査をされたと思いますが、件数等がわかれば教えてください。

○議長（原中 政廣君） 山邊課長。

○総務課長（山邊 久長君） 空家等の実態調査の件だと思いますが、概要を説明させていただきたいと思います。

空家実態調査は、平成30年5月22日から翌年31年度の1月30日まで実施をいたしました調査でございます。この調査の内容につきましては、空家の数、それから建物の老朽度の判定、あるいは近隣への影響に対する判定、これを4段階に分けてましてランクづけをして結果を出したところでございます。また、家屋の所有者に対する意向調査、いわゆるアンケートについても実施をいたしましたところでございます。

ちなみに本調査における本町の空家と思われる建物は、全部で461棟で、そのうち、専用住宅等に関しましては276棟という調査結果が報告されたところでございます。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 今、実態調査をされたということでございますけれども、調査をどのような取り組みをされたかお知らせください。

○議長（原中 政廣君） 山邊課長。

○総務課長（山邊 久長君） まず、30年度に空家実態調査を実施し、まずは町内の空家等の現状把握とデータ化を行ったところでございます。また、調査結果に基づきまして、各行政区長さんにそれぞれの行政区内の現状をお伝えすると同時に、生活環境に影響を及ぼしている空家等につきましては、所有者に対する啓発及び情報提供についての御協力をさせていただいたところでございます。

そして、提供いただいた情報に関しましては、関係課と連携しながら、適宜対応をさせていただいているところでございます。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 今は調査なりデータベースなりしようということでございますけれども、町長にお聞きいたしますが、今までの取り組みで今後どのような取り組みを計画されてあるかをお知らせください。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 質問にお答えしたいと思います。

今、総務課長のほうから回答を申し上げましたように、この空家対策につきましては、非常に難しい課題を控えております。新聞等で一部報道されてうまくいっているような事例もありますけれども、現実問題としては、なかなか難しい、そういうものがあると。まずそのことを念頭に置きながら、この実態調査を行っておりますので、この結果を活用して、今後、協議をしていきたいと思っております。そういう中で、先進地の事例、そういったものも考える必要はありますけれども、まずは本町の現状にあった取り組みについて構築をしていきたいと考えております。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 今、空家のほうの御解答をいただきましたけれども、今度は空地の利用についてでございますが、飯塚市や嘉麻市の取り組み、また全国的に見て参考となるような先進的な取り組みがあればお知らせいただきたいと思っております。

○議長（原中 政廣君） 山邊課長。

○総務課長（山邊 久長君） ホームページにつきましても、先ほどの家屋と同じように特定の自治体につきましては答弁を控えさせていただきたいと思っております。また、全国の先駆的な取り組みといたしましては、先ほど申し上げました、やはり空家バンクを活用した取り組みが多く行われております。

また、財産の相続人が不明の場合等につきましては、これも先ほど申し上げました相続財産管理制度を活用して家庭裁判所が選任した管理人が財産の処分等を行うケースがふえてきているところでございます。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 空地で、現在何か取り組み等をされてあったのがあれば、なければ結構ですけど。

○議長（原中 政廣君） 山邊課長。

○総務課長（山邊 久長君） 空地に関しましても、先ほどの家屋と同じように、実態調査の内容を区長さん等にお伝えをしまして、区長や住民の方から情報提供等の協力をいただく中で、周辺的生活環境に影響を及ぼしている管理が要するに行き届いていない物件等につきましては、所有者がわかる場合でありましたら、所有者に対する啓発とあわせまして、役場内でも関連各課と連

携しながら対策を講じているところでございます。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 空地の関係で質問いたしまして、空家と同じようになるかもしれませんが、今後の計画を町長が感じてあることがあればお知らせください。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） お答えしたいと思います。

今、空家、空地というときには、個人の家が建っている、そういう状態というものが想定されるわけですが、空地というときには、本町にとりましては、やはり公有用地の遊休地のこの一つに入るものと考えております。

よって、こういう空家、空地対策とあわせて、公有用地の有効利用、これも取り組んでいかなければいけない重要な課題だと考えているところです。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） では、空家及び空地等の適正管理に関する取り組みということで、県内で適正化に関する条例や規則が設置してあるところがあると思いますので、その数と筑豊地区の市町村名を教えてくださいたいと思います。

○議長（原中 政廣君） 山邊課長。

○総務課長（山邊 久長君） ただいまの件に御質問、お答えしたいと思います。

まず、県の建築指導課が、これは県の所管でございますので、先日、そちらのほうに確認いたしました。で、県が把握しております最新の情報は、昨年10月時点での情報ということでございますけれども、県内の条例や規則を制定した自治体数は全部で60市町村のうち23自治体でございます。

とりあえず、とりわけ、筑豊地区については、飯塚、嘉麻、田川、直方の4市、糸田町の5自治体ということで報告を受けておるところでございます。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 県内60市町村で23カ所ということでございますけれども、近隣も4つですか、今お話いただきましたけれども、取り組み、近隣の取り組みとしてですね、どういふふうな取り組みをされているかちゅうのが、先ほど回答、同じような回答があるかもしれませんが、一応確認のためにお話いただければと思います。

○議長（原中 政廣君） 山邊課長。

○総務課長（山邊 久長君） 近隣といいますか、県全体ということでもいいかと思うんですけども、先進地と言われるところでは、いわゆる関連条例の制定や対策計画等を立ち上げ、協議会等を設置して、取り組みを進めているという自治体があるということでございます。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 空家及び空地等の適正管理に関する取り組みとして、条例や規則等の制定を町長にお聞きいたしますが、そういうふうな23市町村ありますけども、桂川町は考えてあるかどうかをお聞きいたします。

○議長（原中 政廣君） はい、町長。

○町長（井上 利一君） お答えいたします。

検討していく必要はあると、そのように認識しております。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 検討していただけるということでございますけども、私がホームページとか調べましたところ、飯塚市や嘉麻市、特に飯塚あたりは、飯塚市空家等の適切な管理に関する条例や施行規則、飯塚市空家情報バンク、嘉麻市では、嘉麻市老朽空家等の適正管理に関する条例や施行規則、嘉麻市空家バンク制度は既に実施してあって、ホームページとかもうきれいにこうシミュレーションなりQ&Aみたいなのがあつてますので、桂川町では取り組みが、まあ検討するというところでございますけども、地域資源を生かす取り組みとして、また人口増の対策で考えていただければと思いますが、検討ではなく本年度中とか時期的なものをよければ教えていただきたいと思いますが、町長、お願いします。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） この時点で具体的な日程というのはちょっと控えたいと思います。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 控えるというか、多分そうだと思いますけども、私とすれば、やはりこう桂川町は福岡市から近くですね、交通の便利はいいところと、あるものは町長も同じと思ってあると思いますし、桂川駅を改築することで、すぐに人口がふえると住民の方が思っている方はまずいないんじゃないかと思います。

桂川町に住みたいと思ってある方が町内のどこに貸してもらえる家があるかと考えたときに、業者の方ですね、を通して探さなければいけません。桂川町が持っている空家等の情報を、自宅などを貸してもよいとのことであれば、町と、先ほど、登録の宅建業者うんぬんということが出てきましたけども、町と宅建業者、業者等連携して、空家の賃貸、貸し借りの流通を促進することによって、桂川町の住民がふえる一つのきっかけになると思いますし、貸主、貸すほうは安心して貸すことができるのではないかと思いますので、まず空家情報バンクを開設なりしていただいて、それにつきましては、条例なりつくっていかねばならないと思いますので、人口増、1人でも桂川町に、福岡市から30分ちょっとで博多から来ますので、そこら辺で、ネットで何かあれば、こういうふうな田舎のほうで住みたいという思っている方があれば、またちゃんと調

べて来られて、役場のほうに来られるんですけど、今現在、情報でホームページに上がってあるあの情報といいますか、はもう場所もわからないし住所の番地しかわからない、ああいうふうなことでやっぱり住民に来ていただきたいというふうは思いで、あの情報、アップされているかどうかというのは、ちょっと私疑問に思いますので、つけ加えさせていただきます。

では、次行きます。

自治基本条例の今までの取り組みと今後の取り組みについてでございます。

まず、企画財政課長にお聞きいたしますが、自治基本条例が施行されましたが、まずいつから施行されたのかと、自治基本条例の趣旨などの内容説明をわかりやすくお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） 原中課長。

○企画財政課長（原中 康君） それでは、大塚議員の御質問にお答えいたします。

自治基本条例の趣旨と内容でございますけれども、自治基本条例におきましては、平成27年4月1日に施行され、桂川町の自治の基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、町民の権利及び責務、議会及び町長等の役割及び責務並びにまちづくりに関する基本的事項を定めることにより、町民が主体の自治の実現を図ることを目的とするとされております。

地方分権の時代を迎え、地方自治体には自主、自立が、町民には主権者としての自覚が求められております。そのため、まちづくりは、主権者である町民と町が情報の共有のもとに参画、協働して、文化の香り高い、心豊かで、活力のある桂川町を築いていくものです。

当条例においては、町民を初め、町長、議会、町職員の役割と責務が定められており、それぞれが協力し合い、桂川町の課題に取り組むことが、この条例の趣旨でございます。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 今、企画財政課長に説明していただきましたけれども、平成27年4月から施行ということでございますけれども、それから、もう3年ほどたちますので、どのような取り組みや実績とか、抽象的なことになるかもしれませんが、何かお話できるようなことがあれば、課長、お願いいたします。

○議長（原中 政廣君） 原中課長。

○企画財政課長（原中 康君） 今までの取り組みでございますけれども、この条例の施行に当たりまして、自治基本条例逐条解説冊子、こちらのほうを全戸配付しております。また、人権・同和問題の地区懇談会での説明を、この条例についての周知を図ることで行っております。そういったことで、町民、行政が協力してまちづくりを進めていく条例が制定されましたというお知らせを行っております。

また、この条例の趣旨及び目的に沿った自治の推進を図るために、桂川町自治基本条例推進委員会を設置しておりまして、町長の諮問に応じ、条例に関する内容について、調査、審議が行わ

れております。

また、広報けいせんにて、自治基本条例推進委員会に関する報告等を、不定期ではございますけれども、広報に掲載させていただいております。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 今、企画財政課長の話では、逐条解説と人権同和問題の研修会の際にちょっと話したと。私も、ずっと毎年行っていますけど、話したというか、こんなのがありますということだけで、メインは、やっぱり同和問題と人権啓発の分で、本当、何分、5分、10分話したかなというぐらいで、そこら辺が、今現在してあっただけちょうことで、回答を理解するしかないんですよ。

そういうことで理解いたしますけれども、桂川町自治基本条例推進委員会ということで、企画財政課長、話ありましたけども、この推進委員会についてですが、桂川町自治基本条例の運営状況の把握や、その充実を図るために設置され、第13回の会議を9月3日に開催しますと、役場のホームページに掲載されておりましたが、年に何回か掲載されて、開催されているというふうに思いますけども、その協議内容は、広報けいせんに上げてあったというふうな——私も結構見えていますけど、そういう意識もないし、協議内容とか、内容検証とか、どういうふうにされているかということが、議員として、本来は知っておかなければいけないと思いますけども、どのような話があるか、また、どのような検証がされているかの私なりの聞いたこともありませぬし、住民の皆さんも、やはり自治基本条例推進委員会というのが、第13回もあっているのであればですね、協議内容を知りたいというふうな方も何人もおられましたので、今回、質問いたしますけども、協議内容等、教えていただければと思います。

○議長（原中 政廣君） 原中課長。

○企画財政課長（原中 康君） それでは、質問にお答えいたします。

桂川町自治基本条例の推進委員会の協議内容ということでございますけれども、こちらについては、町長の諮問に対して、条例に関する内容を調査して答申をいただいているところです。

協議内容については、まちづくりに対する町政の運営、情報の公開、説明等について、住民にわかりやすく伝わる取り組みの検証等、今後の住民の主体的な参画が推進されるような意見、提言が行われ、答申として提出していただいております。

最終的には、今、推進委員会の協議を行っていただいております、答申案をいただいております。今後、こういった答申の内容を、情報を公開して、住民の皆様、議会の皆様のほうにお知らせしていくという状況でございます。

主に答申については、情報の内容を検討する。また、情報の運用状況の検討、また、取り組みの評価と提言、それと、条例の周知の拡大、積極的な情報公開、住民自治の支援、こういったも

のについて、評価と提言を行われておると、そういった情報が答申として最終的にまとめられておるという状況でございます。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） その内容でですね、柴田議員もお話あっていましたけど、住民に対して情報公開を、これでいいというふうな推進委員会の中の話はあっているんでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 原中課長。

○企画財政課長（原中 康君） 先ほど申し上げましたように、こういった情報公開についての評価が、各それぞれの委員さんのほうで評価されています。そういった結果を答申のほうに盛り込ませていただいているところでございます。

行政としても、こういった逐条解説の配布とか、地区懇談会の説明だけでなく、この条例が施行された後にも、広報等で、今、行政の取り組み等を周知するということについては、それぞれ今の行政の施策等、こういったものをできるだけ情報提供するという取り組みというのは、全体の中で行っていっているものというふうに判断しております。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） そしたら、推進委員会の委員さんたちは、今現在の情報公開で理解されてあるということの理解でいいんですか。それやったら、それでいいです。

ただ、私は、そう理解しましたけども、町長に質問いたしますけれども、町長が考えてあった自治基本条例が、今までの取り組みの評価なりをさせていただいて、話して、どういうふうに思っているかをお聞きしたいと思います。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 御質問にお答えしたいと思います。

御承知のように、自治基本条例は、全39条からなっている条例でございます。それぞれに目的を達成するための内容が盛り込まれております。私自身は、これまでも、その趣旨にのっとって取り組んできたと思っておりますし、今後も継続して取り組んでいきたいと、そのように考えております。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 私は、やっぱり住民の方たちから聞いたところによるとですね、やはり自治基本条例の情報公開というふうなことを考えたとき、自治基本条例の基本理念ですよ、桂川町の最高規範として位置づけられて、その第19条に、説明責任として、「町長等は、政策の企画、立案、実施及び評価並びに見直しの過程において、町民に分かりやすく説明するよう努めなければならない。」と、柴田議員もおっしゃいましたけれども、私も本当になっているかなど。

それで、今回は質問しませんけれども、駅関係ですね。今回、私、質問しませんでしたけれども、住民への情報公開をうたっているのであれば、駅の改築で、多目的ホール、特に平成29年5月から30年の12月のときに、1年7カ月、そういうふうになされたときに、平成29年12月号に、広報けいせんで知らせてありましたけれども、あの図面から確実に変更はされておると思いますし、住民の方々から、どこをどうなりよんかとわからんし、私も、どこにあれをつけるんやろうかというようなこともわかりません。

町長の考えてある情報公開というのが、今月、広報けいせんに書いてあった、桂川駅自由通路新設に伴う仮駅舎ちゅうのが2回目なんです。駅に関して。それが、情報公開してあるちゅうことで、私、理解してもいいのかな。

先ほど、柴田議員が駅の関係で質問されたときですね、今と同じ言いますけど、平成29年5月から平成30年12月までの1年7カ月、私は文教だったんで知らないちいえばしようがないかもしれませんが、総務のほうにも説明がないと。その1年7カ月間、何で工事の説明をしなかった、それが情報公開条例の、やっぱり住民に対しての、まず議員に知らせて、それから、議員が知ったら、住民の方に広報で知らせると思っておりますので、町長が思っている情報公開の仕方と、私たちが思っている情報公開の仕方——私も逐条解説まで、詳しくは、見てはみましたが、言われたら詳しくは説明し切れませんが、あくまでも町長がつくられた自治基本条例の趣旨をちゃんと実行していただきたいと。町長はされてあるということでございますけども、住民の方たちも、そういうふうにしてあることを報告して、やはり、主権者の町民の方に情報公開をしていただきたいし、私も、そういうふうにしてあるところでございます。

次の質問に行きます。よろしいですか。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 今、御質問じゃありませんけれども、意見として申されましたので、一つだけ確認をしておきたいと思えます。

自治基本条例を町長がつくった。これは間違いですよ。これは議会の議決もいただき、いわゆる策定委員会で作って、議会に上げて、議会の中でも修正をいただき可決されたものです。

だから、何か先ほどからお聞きしていると、執行部が何かよっぽど悪いことでもしているような、そういうようなニュアンスに聞こえるんですけども、桂川駅の問題だってですね、私どもは、町民が町民がと言われるけれども、ちゃんと議会に図ったんですよ。そして、もう今、工事が進んでいるんですよ。それは、議員の中には反対される方もあるかもしれません。でも、それをいつまでも言われても、じゃあ私どもは何を信用したらいいんですか。

議決をいただいた中で進んでいるわけですから、これをやっぱり町の一つの姿勢としてしっかり示していかないとですね、後戻りをするわけにはいかないんです。そこは、ぜひ御理解願いた

いと思います。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） まあ……。

○議長（原中 政廣君） 中身としてはですね、今、自治基本条例に関する事で、大塚議員の意見でラストにしますんで、よろしくをお願いします。

○議員（5番 大塚 和佳君） いいですか。

○議長（原中 政廣君） 次に行ってください。

○議員（5番 大塚 和佳君） 町長も議会もつくったということでございますけれども、私が柴田議員のところで一番びっくりしたのが、1年6カ月も議員に知らせんで、それをつくって、それでいいんかと。

そして、私は、30年の12月のときに、説明会では30分ぐらいですよ。それで、やはり情報公開されたというのは、私は——あのとき2億7,000万というんで説明責任、住民の方に説明し切らんきいうて反対しましたけど、今、やっぱり3億何ぼふえて、それはもう進みようかかもしれんけど、私は、その例を出すにしろ、情報公開を、議員もわかったら、住民にしますんで、町長から早く教えていただきたいし、私たちは質問する。

そういうふうないいかたはありますけど、駅をどうのこうのちゅう、もう今、進んでいますから言われんけど、最終的には、情報公開というのを住民の方が納得していただきたいという思いで、私、質問いたしましたんで、ここらの意見の違いは、もうしようがないと思いますけども、次、行きます。

○議長（原中 政廣君） 次に入ってください。

○議員（5番 大塚 和佳君） 地域活動の活性化について行きます。5点目になります。

子供会、婦人会、老人クラブの担当課長にお聞きいたします。

地域づくりが大切ということは皆さんも知ってあると思いますが、子供会、婦人会、老人クラブの会員数が少なくなっているのが現状だと聞いております。

そこで、子供会と婦人会は、社会教育課長、老人クラブは、健康福祉課長の担当だと思いますので、現在までのどのような取り組みをされてあるかを御説明していただきたいと思います。

○議長（原中 政廣君） 尾園課長。

○社会教育課長（尾園 晃君） 大塚議員の質問にお答えします。

子供会は、地域の子供たちの健全育成のため、各地域で子供会活動を行っておられます。

社会教育課では、桂川町子供会指導者連絡協議会の事務局として、各地域の子供会の充実、発展のため、活動と補助に取り組んでいます。

現在、議員の言われるとおり、各地域でも子供会活動に参加する人員が減少しています。社会

教育課では、指導者連絡協議会の活動として、各地域の子供会対抗のスポーツ大会や、レクリエーション大会などを実施し、魅力ある子供会活動になるように取り組んでいるところです。

次に、婦人会ですが、行政、学校、地域、家族と一体となって、安全安心な日々を送るために地域社会の一員として地域づくりに活動する貢献を行っておられます。

社会教育課では、事務局として、婦人会が行う活動のお手伝いと補助を行っているところです。

現在、婦人会でも参加する人員が減少しています。地域づくりの活動のため、婦人の視点からの活動を行っている婦人会活動についても、今後、継続して活動できるように補助を取り組んでいきたいと思っています。

以上です。

○議長（原中 政廣君） 江藤課長。

○健康福祉課長（江藤 栄次君） 大塚議員の質問にお答えいたします。

私のほうは、老人クラブの担当ですので、この件についてお答えいたします。

現在、桂川町老人クラブ連合会が掲げている問題、課題につきまして、具体的には、会員数及び加入支部数をどうしたらふやせるのかというテーマに関しまして、随時、桂老連会長と協議、また、要請に応じまして、担当する所管課としまして、定例理事会に参加しまして、理事の皆さんと意見交換を行っているところでございます。

また、老人クラブ組織がない行政区の分館長、区長さんに対しまして、聞き取り調査を実施いたしまして、地域の現状や過去の経緯をお伺いし、それをもとに老人クラブ理事会にお邪魔いたしまして、各地域での現状報告及び今後の対策を検討した経緯がございます。

現在の老人クラブ独自の活性化に向けての取り組みとしましては、会員加入促進の取り組みの強化を重点目標に、1点目といたしまして、地元単位で、地元単独で活動しているクラブに対しての連合会加入の声かけを行っていく。2点目に、高齢者の皆さんが加入したくなるような魅力ある活動を行っていく。

以上の2点に力を入れて活動されております。

具体的には、園児や学童との合同レクリエーションや、グラウンドゲートボールの指導の実施による世代間交流、また、歩け歩こう桜まつり、運動会、バスハイク、演芸大会、研修会等、レクリエーションの充実等に取り組まれているところでございます。

今後も事務局といたしまして、連合会と連携を密にいたしまして、連合会の活性化につきまして、お手伝いをさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 今現在、担当課長お二人から御説明いただきましたので、頑張っ

ていただいていると思いますけども、先ほど、やっぱり会員数が少なくなっているという状況でございますので、今後の取り組みとして、子供会と婦人会は、教育長が担当ではないかと。老人クラブは、町長が担当というか、上司ではないかということで、今後、育成について、どのように取り組んでいこうかというふうな指針なり、目標なりがあれば、お話しいただければと思います。

○議長（原中 政廣君） 大庭教育長。

○教育長（大庭 公正君） 大塚議員の御質問にお答えします。

子供会、婦人会などの地域の社会教育団体におかれましては、団体本来の活動に加えて、子供たちの見守り活動を初め、桂川町の青少年の健全育成のために大きな役割を担っていただき、大変感謝するところであります。

高齢化や時代の変化などを背景に、各種団体それぞれに課題を抱えておられることも十分認識をしております。

教育委員会といたしましては、各団体の課題を把握しつつ、団体の活動が活性化するようにしっかりとサポートしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 町長は老人クラブのトップだと思いますので、町長が何か今後育成について考えてあること等があれば、おっしゃっていただきたいと思いますが。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） その件につきましては、先ほど担当課長がお答えしたと思います。

ただ、私のほうから言わせてもらうならば、先ほど議員が言われましたように、私は老人クラブの上司でも所管でもございません。そういう意味では、いわゆる関係団体のあり方というものについては、ある一定の基準を保ちながらやっていく必要があると思っています。

基本的には、やっぱり関係団体は自主運営というものが基本であります。その自主運営に対して、行政としてのサポートはどれほどできるか。そのことをやっていく必要があるわけですが、そのやっていく上において、どうしても必要なのは、そういう関係団体と行政の、特に担当者、窓口の信頼関係だと思っています。

そういう意味で、先ほどから何度も申しますように、担当としては一生懸命取り組んでいるものと、そのように理解をしております。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 町長は全体的なことということで御回答いただいたと思いますが、やはりいつも言われていることですが、地域が元気じゃなければ、桂川町の発展はな

いというふうなことを、私、いつも思っておりますので、子供会、婦人会、老人クラブの活動支援をしていただきながらですね、元気な桂川町にしていいただければなというふうな願いをして、これで私の質問を終わります。

○議長（原中 政廣君） 次に、8番、下川康弘君。

○議員（8番 下川 康弘君） それでは、要旨に従いまして一般質問をさせていただきます。

私の場合、災害時の住民への告知方法についてということで、まず、大雨、台風時に防災無線では聞き取りにくいので、他の告知方法は考えてありますかという質問ですが、これは、去年の9月にも同じような質問をしております。そのときの答えの中でですね、防災メールやエリアメールを使うという答えがありました。今、エリアメール、防災メール、これをどういうふうにご利用されてあるのか、総務課長のほうにお聞きしたいと思います。

○議長（原中 政廣君） 山邊総務課長。

○総務課長（山邊 久長君） 下川議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、質問にありました防災メール、あるいはエリアメールについて、少しお話をさせていただきます。

まず、防災メール、これは、まもるくんと言う題名がついておりますが、これは福岡県の防災危機管理局が運営する、これは登録費無料の防災情報等のメール発信システムのサービスでございます。その機能については、登録時に、指定したエリアに関する県や、あるいは市町村から配信された気象情報や避難情報等を受け取ることができます。

ちなみに、昨年7月の豪雨時には、避難勧告等の配信に本町も利用させていただいたところがございます。

それで、一方、エリアメールでございます。このエリアメールにつきましては、メーカーによっては、緊急速報メールという名称で宣伝をしているメーカーもございますけれども、これは、携帯電話事業者、いわゆるauやNTTドコモ、ソフトバンクが携帯電話利用者に対して、国、いわゆる気象庁や地方公共団体が配信する災害・避難情報等を、対象エリア内で受信できる無料サービスでございます。

本町でも、先ほど申しましたように、昨年7月の豪雨時には、防災メール・まもるくん同様、それぞれ3社の専用サイトを経由して情報発信をさせていただいたところがございます。

○議長（原中 政廣君） 下川君。

○議員（8番 下川 康弘君） ということは、桂川町のほうから、その情報を流すというような考えでいいんですかね。

○総務課長（山邊 久長君） はい、そのとおりでございます。

○議員（8番 下川 康弘君） では、今、エリアメールに関しては、携帯電話会社との契約というか、そのサイトをとればいいと。まもるくんに関しては、自分でとりに行くと。サイトの無料のやつを入れるという形でいいんですか。

こういうのをですね、やはり住民の方、携帯は、今、ほとんど持ってあると思うんですよ。多かれ少なかれですね。1台は。そこに、やはりこういうのを入れられたらいいですよというのですね、広報なりで、1回、告知してあるといいかなというふうに思います。

というのが、今回も台風15号で、千葉県方面ですね、大変な甚大な被害が出ております。そのときにも出ていたのがですね、防災無線が聞き取れないというのが出ておりました。やはりそうだと思うんですよ。あれだけ大きな風、風があれだけ強く吹けば風の音もしますし、雨戸も閉めてあると思うんですよ。そこで無線が入っても聞き取れないというのは、もう当たり前じゃないかなというふうに思います。

それで、今から防災無線を桂川町も1億数千万というお金をかけてつけております。これを、また、やり直すとか、そういうことはもうできないわけですから、じゃあ、そうやってきたときにですね、前回、私、言ったと思うんですが、桂川町には、今、ケーブルテレビがありますよね。ケーブルネットワーク桂川を使って、今、放送がされております。前回も言われたとおり2,300世帯ほど加入していると。

前回言ったときに、課長は、積極的に検討したいと、そのケーブルさんに、その情報をチャンネルに流していただく、それを検討したいというお答えをいただいていたんですが、どういうふうな検討をされたのか教えていただきたいと思います。

○議長（原中 政廣君） 山邊課長。

○総務課長（山邊 久長君） 下川議員の質問にお答えしたいと思います。

ただいまの質問でございますが、昨年9月の質問をいただきまして、その後、すぐに桂川ケーブルネットワークの担当者と話をさせていただきまして、その掲載の方法や仕方、あるいは費用面等を協議をさせていただきました。

最近、梅雨の時期ですか、ことしに入りまして、6月以降につきましても、再度、もし避難勧告等を町のほうが発令をする場合というのは、当然、考えられるわけでございますので、その場合の情報の提供等についての打ち合わせを、本年度につきましても、させていただいたところがございます。

○議長（原中 政廣君） 下川君。

○議員（8番 下川 康弘君） それは、もう話は進んでいるという感覚でよろしいですね。はい、ありがとうございます。

でございますね、それに関連してなんですけども、災害時にいろんな団体と、今、協定を結ぶという

ことをよく聞きます。例えば、災害時に、コンビニと桂川町で協定を結びますとか、例えば、ある施設と協定を結んで、何か災害時には協力し合って、助けてくださいなというようなことが、よく報じられております。

まず、桂川町は、そういう協定を結んだところがあるかどうか。それを教えてください。

○議長（原中 政廣君） 山邊課長。

○総務課長（山邊 久長君） 御質問にお答えしたいと思います。

ただいまの協定の話でございますが、まだ具体的なことは、審議中ですので言えませんが、今、協定に向かって協議を進めているところでございます。それが、はっきりと協定が確定をいたしましたら、しかるべき方法で御報告なりをさせていただけると思っております。進んでいるということで御理解いただければと思います。

○議長（原中 政廣君） 下川君。

○議員（8番 下川 康弘君） はい、わかりました。

質問は4回目ですけど、2つをまとめて、今、やっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

これもですね、今、調べました嘉麻市さんではですね、今、ケーブルテレビ、ケーブルステーション福岡とかいうケーブルが入っているんですけども、災害時における情報伝達に関する基本協定を締結されたというふうに聞いております。

では、締結って何をされるんですかということになるとですね、災害・防災情報、お知らせ、イベントなどの情報を画面に流せるということだったんですね。

また、議会中継で使っているカメラの回線を使って、市役所からの呼びかけなどを行うことができる。ただ、これはですね、桂川町の場合は録画放送ですので、カメラ回線というのは、今、入っていませんのでですね、これは、桂川の場合はできないと思うんですけども、こういうのをですね、九州管内で自主放送を行っているケーブル会社というのがですね、97カ所あります。97件ですね。これは自治体も含むんですけども、自治体が自分のところでやってあるというのを含めてです。このうち防災協定を結んであるところがですね、70局、70自治体でそういうことをやられております。

ですから、この防災時に、せっかく、こういうケーブルテレビがありますんでね、これを利用して、ぜひやりましょうという協定等々をですね——これに関しては、これはほとんど無料なんで、協定を結ぶというのもいいことではないかなと思うんで、前向きに、今、山邊課長のほうで、協定を結ぶほうに努力しているということを知りましたのでですね、これも一つの方法、検討する課題の一つに入れてほしいなというふうに思います。

次の質問に移ります。

これは、町長のほうにお伺いしますが、この議場の放送設備というのを、私は、録画見ますんで、映りが悪いとか、声が聞き取りにくいねとかいうのを思ってですね、これは、平成2年、庁舎新築の際にですね、入れられた設備だというふうに思います。

カメラに関しては、私たちが議員になってからなんですが、議会放送を流しましょうというような話になったときに、平成18年の12月にですね、カメラだけは取りかえられたと、取りかえたという記憶がございます。これは、多分、間違いないと思うんですね、今、この議場にあるですね、こういうしゃべっているのはカセットテープなんですよ。録音が。それと、ICレコーダーというふうに聞いております。それを聞いたときに、今どきカセットテープというのもどうかなというふうに思いますんで、このシステム、多分、今、ここで壊れたりしたらですね、多分、もう部品もないと思います。30年もたてばですね。

そういう点で、この設備に関してですね、何か検討は、町長のほうはされておりますでしょうか。質問です。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 御質問にお答えしたいと思います。

定かな記憶はございませんが、以前にもですね、同じような質問をいただいたとっております。そのときに、現在、このメンテナンスについては、業者と委託をしてやっているわけですが、そういう業者、あるいは専門家の意見も聞きながらですね、見積もりをとった経過がございます。

全面的に改善するということになりますと、やっぱり相当なですね、費用が発生します。ちょっとろ覚えですけど、約3,000万ぐらいかかるだろうと言われていたところです。

確かに十分ではないかもしれませんが、現状では、まだ作動しておりますので、できるだけ長く使っていきたいという気持ちはございます。

ただ、住民の皆さんに、この議会の状況を理解していただくためには、最もよい方法だと思っておりますので、もしそういうふぐあいが生じればですね、また、その時点での検討をする必要があると思っております。

○議長（原中 政廣君） 下川君。

○議員（8番 下川 康弘君） 早目にですね、検討。これは、今、私ども予算とか見させてもらうときにですね、よくいろんなリースというのが入っていますね。それから見れば、こういうのもリースでいけば、月々何十万とかの世界になると思います。

それと、今ですね、先ほど言いました回線という言葉を使いましたが、桂川のこの設備では、回線を、今、使っていませんのでできていないんですが、もし新しい設備にすれば必ず回線を使うと思うんです。そうなれば、1階のロビーでもテレビを置いておけば、この今の現状が

見れるとかいうのもですね、ちょっと新しい試みもできると思うんですね、前向きな検討をしていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（原中 政廣君） それではですね、4番、杉村明彦君。

○議員（4番 杉村 明彦君） 4番、公明党、杉村です。通告書に従い、一般質問を行います。

今回は、福祉バスについてなんですが、先ほど大塚議員も質問されたので、今度は具体的な質問をいたします。

来年春に、桂川町民の皆様が待ちに待った大型スーパー・トライアルが開店します。現在の福祉バスのコースを見てみると、Aコースだと、土居四角でおればトライアル近くまでいけます。そのトライアルの前を通るのはBコースだけです。他のコースは、ひまわりの里で乗りかえるか、そこから歩くしかありません。そこで、どのコースから乗ってもトライアルに行けるようにしてほしいという町民の皆様からのお願いがありました。

そこで、私が考えた提案なんですが、Cコース、Dコースをですね、最後、ひまわりの里に入ってくる前に、トライアルにとまってから戻ってくるようにしてはどうでしょうか。幸いなことに、ひまわりの里からトライアルまでの時間をはかってみると、信号に引っかかっても2分かかりませんでした。そのために、トライアルの駐車場内に停留所ができて、Uターンができないという条件が必要になってくるんですが、そのトライアルの設計に桂川町の口を挟むことができるのかが問題なんですが、もしこれが可能ならば、大幅な路線変更はせずに済むのかなと思います。

そこで、この通告書の2番目の質問と、もうかぶっていますんで、それを同時に見解を伺いたいと思います。

○議長（原中 政廣君） 江藤課長。

○健康福祉課長（江藤 栄次君） 杉村議員の御質問にお答えいたします。

まず、先ほど申しいただきましたトライアルへの町内4コースのバスの利用でございますが、現在ですね、トライアルをですね、4コースそれぞれに利用しやすくなるようにですね、福祉バスの停留所を追加できるかどうか、これにつきまして、トライアル、そして、役所内の関係課であります車両・運転手を所管します総務課、それと、開発許可を担当します企画財政課、それと、福祉バスの運行を所管します健康福祉課で、現在、検討中でございます。

それとあわせて、トライアルの駐車場内にバス停を設置ということでございますが、これにつきましても、利用者の利便性及び乗りおりの安全性を第一に、トライアルの駐車場内にバス停を設置できるかどうかあわせて、検討しているところでございます。

しかしながら、トライアルの駐車場内は、オープンすれば、車両及び買い物客の通行で混雑が

予測されますので、安全な運行が可能かどうか、現在、慎重に検討しているところでございます。

工事の進捗状況によりますが、バスの乗り入れが可能な状況になりましたら、現場で、実際にバスの乗り入れ、安全面の検証を行いたいというふうに考えているところでございます。

また、あわせて、県土木事務所に相談中ですが、県道沿いにバス停の設置も可能かどうか、あわせて検討していただいているような状況でございます。

○議長（原中 政廣君） 杉村君。

○議員（4番 杉村 明彦君） 皆さん、楽しみにされていますので、どうかよろしく願いいたします。

次に、桂川町の福祉バスは、通学には利用できないとなっております。そもそも登校時の時刻には運行していませんので乗れなくて当然ですが、下校時はどうでしょう。最終が17時前後ということで、乗れる高校生もいるかと思えます。しかし、町内どこでも高校生が乗れるとなると、私もちょっとどうかとは思いますが、例えば、桂川駅から、例えば、町外に出た高校に通ってられる高校生が帰ってくる高校生なんかは乗せてあげてもいいのかなと思えます。

桂川駅は、町外に出るには一番いい交通機関ですが、位置的には、桂川町の一番端っこにあります。東部や南部の方には非常に遠い状況です。例えば、乗りたい理由などを申請して、審査をして、許可制とかにすれば、福祉バスが高校生であふれ返るなんてことはないのではないかなと思えますが、しかし、乗れる人、乗れない人の明確な理由が私には、ちょっと思いつきませんので、こういう要望があるということは確かです。

そこで、何か考えておられるかどうか聞かせてください。

○議長（原中 政廣君） 江藤課長。

○健康福祉課長（江藤 栄次君） 杉村議員の御質問にお答えいたします。

杉村議員おっしゃるとおり、福祉バスは、原則通学には利用できないような基準になっておるところでございます。ただしですね、小中学生で、傷病や御家庭の事情により、やむを得ず通学に福祉バスを利用しなければならない場合には、これは、教育委員会からの申請に基づきまして、期間限定等の条件つきで福祉バスの通学利用許可をした事例はございます。ただし、これは、小学生、中学生のみでございます。

杉村議員がおっしゃるように、桂川駅利用の学生、主に高校生が通学の対象となると思えますが、高校生でも、傷病や御家庭の事情により、通学に福祉バスを利用しなければならないようになるようなケースが発生することも十分考えられます。

また、西鉄バスの減便等により町内環境の変化もあり、杉村議員の御提案の趣旨は十分理解できますが、通学時間帯に学生の乗車が集中し、一般の利用客の利用に支障を来すおそれもあります。

また、先ほどおっしゃっていただいたとおり、その利用許可の基準等も非常に難しいものもございますので、現在のところは、学生の通学利用につきましては考えておりません。御理解いただきたいと思えます。

○議長（原中 政廣君） 杉村君。

○議員（4番 杉村 明彦君） 来年には駅前も完成しますし、今後の福祉バスの運営に期待して、一般質問を終わります。

以上です。

○議長（原中 政廣君） これで一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は15時18分をお願いいたします。

午後3時08分休憩

午後3時18分再開

○議長（原中 政廣君） 会議を開きます。

会期中の審査事件として、特別委員会、各常任委員会に付託しておりました事件の審査結果の報告を求めます。

日程第2. 一般会計・特別会計及び水道事業会計決算審査特別委員会委員長報告

○議長（原中 政廣君） 一般会計・特別会計決算審査特別委員会に付託しておりました平成30年度桂川町一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定第1号から認定第5号までの5件を一括議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。青柳委員長。

○一般会計・特別会計決算審査特別委員長（青柳 久善君） それでは、報告書を読み上げて、報告にかえさせていただきます。

一般会計・特別会計決算審査結果報告書。

令和元年第4回定例会において付託された、平成30年度桂川町一般会計及び各特別会計決算認定について、当委員会は、9月5日、6日及び10日の3日間審査した結果、次のとおり意見を付して認定することに決定したので、桂川町議会会議規則第76条の規定に基づき報告をいたします。

審査意見。

財政状況について。

平成30年度の普通会計の実質収支は、2億244万7,000円の黒字です。実質収支比率は6.2%で、前年より0.5ポイント上昇いたしました。また、当該年度中の基金の積み立てや

取り崩し等の要因を考慮した実質単年度収支についても、3,006万4,000円の黒字となっております。実質単年度収支は、近年、おおむね黒字となっており、財政運営は全体として安定していると考えられます。

一方、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は97.8%で、前年より1.7ポイント弾力性を失ったこととなります。自主財源に乏しい本町においては、町税を初めとする経常的収入の大幅な増収は考えにくく、依然として厳しい財政運営が続くことが予想されます。これまでの経常経費の縮減努力に加え、歳入歳出の両面から斬新な発想で創意工夫を図っていく必要があります。

健全化判断比率については、実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率は、前年度に引き続き発生せず、実質公債比率は3.9%で、前年度より0.2ポイント改善をしております。

いずれも早期健全化基準に抵触せず、問題はありません。

一般会計決算について。

1、歳入。

(1) 平成30年度の現年課税分の町税の徴収率は99.1%で、前年度より0.2ポイント向上しています。その他、同じ公法上の債権とされる保育料についても徴収体制の改善が図られ、その結果、町の公債権全般にわたり良好な収納状況を示しております。

一方、私法上の債権とされる町営住宅使用料については、現年度分徴収率が93.2%と、前年度より0.3ポイント低下しています。町営住宅二反田団地の更新事業が進む中、収納対策の抜本的な見直しを図る必要があります。

(2) ふるさと応援寄附金は、件数では、約1.5倍増の362件となったものの、金額では592万5,000円と、前年度より76万5,000円減少しています。当初予算計上額は1,500万円ですので、目標達成されていません。ふるさと納税制度は、地域経済の活性化に資する施策でもあります。今後のさらなる取り組みを期待します。

2、歳出。

(1) 財政状況に述べたとおり、斬新な発想で創意工夫を図りながら、経費縮減に努力をしてください。

(2) 各種団体への補助金、助成金については、さまざまな視点で効果を検証する必要があります。今後も、公費支出の必要性や助成対象の妥当性などの点検を継続してください。

特別会計決算について。

1、国民健康保険特別会計。

平成30年度国民健康保険特別会計の実質収支は3,446万7,000円の黒字で、前年度の繰上充用を除いた実質単年度収支においても、4,241万8,000円の黒字となりました。

今後、当会計の健全な運営を維持していくために、保険税の収納対策とあわせて、町民の健康

増進を積極的に支援し、医療費の適正につなげてください。

2、その他の特別会計。

特に問題ありません。

基金について。

特に問題ありません。

桂川町議会議長原中政廣様、令和元年9月10日、一般会計・特別会計決算審査特別委員会委員長青柳久善。

よろしく申し上げます。

○議長（原中 政廣君） これより、質疑を行います。認定第1号から認定第5号まで、会計ごとに質疑・討論・採決を行います。

認定第1号平成30年度桂川町一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。

認定第1号平成30年度桂川町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論に参加をいたします。

この認定1号には、桂川中学校のトイレ改修費、約4,734万円が計上され、また、クーラーにつきましても、翌年度への繰り越しにはなりますが、少しずつ教育環境が整備されつつあると私は評価しております。

しかし、旧態依然として、人権・同和問題が執行されていることで、このことは認めることができません。よって、私は反対です。

○議長（原中 政廣君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで討論を終わります。

反対討論がありますので、これより認定第1号を採決します。起立により採決いたします。本件に対する委員長の報告は、決算審査結果報告書をつけ認定するとの報告であります。よって、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（原中 政廣君） 起立多数であります。したがって、認定第1号平成30年度桂川町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第2号平成30年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより認定第2号を採決いたします。本件に対する委員長の報告は、決算審査結果報告書をつけ認定するとの報告であります。よって、委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、認定第2号平成30年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第3号平成30年度桂川町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより認定第3号を採決いたします。本件に対する委員長の報告は、決算審査結果報告書をつけ認定するとの報告であります。よって、委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、認定第3号平成30年度桂川町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第4号平成30年度桂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。

認定第4号平成30年度桂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論に参加をいたします。

町長も御存じのように、国民健康保険事業は、国民健康保険法に基づいて、実施、運営されています。その理念と運営責任は、同法第4条によって、「国は、国民健康保険事業の運営が健全に行われるよう必要な各般の措置を講ずるとともに、第一条に規定する目的の達成に資するため、保健、医療及び福祉に関する施策その他の関連施策を積極的に推進するものとする。」と、国の責任をうたっております。

続けて、都道府県の責務として、同法2項は「都道府県は、安定的な財政運営、市町村の国民健康保険事業の効率的な実施の確保その他の都道府県及び当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の健全な運営について中心的な役割を果たすものとする。」と定めているにもかかわらず、市町村には、国民健康保険事業への財政負担を強制し、国民健康保険事業は、全国的に危機的状況に陥っています。

本町も同様であります。なぜ、こうなっているかと申しますと、一番の原因は、国の責任が明記されているのに、国が責任をないがしろにしてきたからであります。いわゆる国庫支出金が、かつては48.5%から、今は20%台に減らされ、そのしわ寄せが市町村に転嫁されております。それで、全国の知事会など、地方5団体が1兆円の補助を国に要求しているのです。

そのような観点から、国に対して、国民健康保険事業施策への抜本改革を求めるものでありますが、国の施策が改めるまでの間、本町民に、高過ぎる国民健康保険税を放置すべきではありません。本町の町民所得は、福岡縣市町村要覧によりますと220万円で、決して高い水準ではありません。このような所得の中から、収納の約1割もの負担は耐えがたいものであります。今回の決算で、約3,446万7,000円の黒字決算ということです。

高い国民健康保険税によって執行された本決算を認めることはできないという趣旨を表明いたします。

最後に、この黒字額を町民に還元するために、国保税の引き下げと、前近代的な人頭税にも似た均等割の廃止を要求し、反対討論といたします。

○議長（原中 政廣君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで討論を終わります。

反対討論がありますので、これより認定第4号を採決します。起立により採決いたします。本件に対する委員長の報告は、決算審査結果報告書をつけ認定するとの報告であります。よって、

委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（原中 政廣君） 起立多数であります。したがって、認定第4号平成30年度桂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第5号平成30年度桂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより認定第5号を採決いたします。本件に対する委員長の報告は、決算審査結果報告書をつけ認定するとの報告であります。よって、委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、認定第5号平成30年度桂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第6号平成30年度桂川町水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

本件について、水道事業会計決算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。柴田委員長。

○水道事業会計決算審査特別委員長（柴田 正彦君） 水道事業会計決算審査特別委員会審査結果報告書。

令和元年第4回定例会において付託された平成30年度桂川町水道事業会計決算の認定について、当委員会は、9月11日、12日の2日間審査した結果、次のとおり意見を付して認定することに決定しましたので、桂川町議会会議規則第76条の規定に基づき報告します。

審査意見。

1、水道事業会計の経営状況について。

平成30年度年間総配水量は144万5,178 m^3 で、前年度より4,593 m^3 の増加、有収水量は、131万8,962 m^3 で、前年度より5,604 m^3 の減少、給水収益は1億9,615万円で、10万2,000円の減少となっています。その要因は、一般家庭の節水意識

の高揚と給水人口の減少によるものと考えられます。

水道事業における総収益は2億887万6,000円、これに対する総費用は1億8,605万2,000円、当年度の純利益は2,282万4,000円となっており、水道事業として引き続き良好な経営状況が保たれています。

財務状況においても健全性が確保されています。決算における水道料金等の収納状況についても良好な収納率が継続されています。

今後とも、この努力が継続されることを望みます。

2、資本的支出について。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額は1,831万9,000円です。この不足分は、過年度分損益勘定留保資金1,814万4,000円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額17万5,000円で補填されています。

3、剰余金処分について。

当年度純利益2,282万4,000円に、前年度繰越利益剰余金5,947万4,000円を加えた当年度未処分利益剰余金8,229万7,000円は、減債積立金1,000万円、建設改良積立金1,000万円並びに翌年度の繰越利益剰余金6,229万7,000円として処理されています。

4、課題。

水は、命のインフラとも言われ、生活基盤や社会経済を支える重要なものです。ゆえに、水道事業者には、安全安心な水道水を安定して供給し続ける使命があります。

しかし、次のような厳しい現実の課題に直面しています。

経年劣化による施設の老朽化。地震や豪雨による災害。異常気象による水不足。水道法の改正による広域連携の推進、コンセッション方式の導入。

結び。

水は生命の源であり、町民の生活に欠かすことのできないものです。今後とも、安全かつおいしい水の提供に努めていただくとともに、上記の課題に対して十分な対策をとっていただきますよう、強く求めます。

桂川町議会議長原中政廣様、令和元年9月12日、水道事業会計決算審査特別委員会委員長柴田正彦。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより認定第6号を採決いたします。本件に対する委員長の報告は、決算審査報告書をつけ認定するとの報告であります。よって、委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、認定第6号平成30年度桂川町水道事業会計決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第3. 議案第22号

○議長（原中 政廣君） 議案第22号桂川町会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。下川委員長。

○総務経済建設常任委員長（下川 康弘君） 議案第22号桂川町会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の制定について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

本議案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定により、会計年度任用職員制度が新たに導入されることに伴い、その給与等について条例で定める必要が生じたため、議会の議決を求めるものです。

本議案の主な内容は、対象となる臨時的任用職員について、令和2年4月より、会計年度任用職員として新たに任用するものです。

会計年度任用職員には、フルタイムとパートタイムの任用形態があり、昇給や手当等の支給が、条例の規定により可能になるものです。また、今回の法改正により、全国的に制度の明確化が図られるものです。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。

議案第22号桂川町会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の制定について

は、賛成の立場から討論に参加をいたします。

今回の法改定は、大きく2つの柱からなっており、一つは、非正規職員の会計年度任用職員の新設、もう一つは、期末手当などの処遇改善だと認識いたします。

会計年度職員は、フルタイムとパートタイムが規定され、ここにも格差が持ち込まれております。法改定では、フルタイムには退職金が支給できることになっているのに、この議案書には書かれていません。また、この法改定で任用職員が固定化され、正規職員への道が閉ざされるのではと私は危惧しております。

町長におかれましては、退職金の件を前向きに検討することと、任用職員から正規職員への道も計画的に開いていただきますことの2点を要望し、賛成討論といたします。

○議長（原中 政廣君） それは賛成討論でよろしいですね。

○議員（6番 吉川紀代子君） はい。

○議長（原中 政廣君） これより議案第22号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって議案第22号桂川町会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第23号

○議長（原中 政廣君） 議案第23号桂川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。下川委員長。

○総務経済建設常任委員長（下川 康弘君） 議案第23号桂川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

本条例の一部改正は、女性活躍推進などの観点から、本町が備える住民基本台帳に旧氏が記載されている場合にあつては、印鑑登録原票に旧氏を併記し、旧氏での印鑑登録が選択できるように条例を改正するものであります。また、そのほか文言の整理が行われています。

なお、この条例は、令和元年11月5日から施行するものです。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告対し質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより議案第23号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号桂川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第24号

○議長（原中 政廣君） 議案第24号桂川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。下川委員長。

○総務経済建設常任委員長（下川 康弘君） 議案第24号桂川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

本条例の一部改正は、航空写真図の写しの交付を新たに実施するため、町が保有する航空写真図の写しの交付に係る手数料を規定する条例の制定です。

内容は、本条例の別表に、航空写真図の写しの交付手数料として、1枚につき500円を追加するものであります。

そのほか条文の整備が行われております。

この条例は、令和元年10月1日から施行するものであります。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。

議案第24号桂川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、反対の立場から討論に参加いたします。

この案件は、航空写真図の写しを必要とされる方からいただく料金を、A3まで、1件を1枚として500円に設定し、新たに追加するというものですが、ちなみに、嘉麻市では300円です。本町における500円という料金の設定は、高過ぎると思うので反対をいたします。

○議長（原中 政廣君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで討論を終わります。

反対討論がありますので、これより議案第24号を採決いたします。起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（原中 政廣君） 起立多数であります。したがって、議案第24号桂川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、可決することに決定しました。

日程第6. 議案第25号

○議長（原中 政廣君） 議案第25号桂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する等の条例の制定についてを議題といたします。

本案については、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 議案第25号について、文教厚生委員会の審議結果の報告をいたします。

この条例は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行及び関連法令等の施行に伴い、4つの条例改正と1つの条例の廃止を行うものです。

桂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正の主な内容は、改正法の施行に伴い、3歳から5歳の子供の保育料は無償となりますが、今まで保育料に含まれていた食材費は、現行のまま保護者負担となるため、副食費についての徴収に関する改正を行うものです。

桂川町特定教育・保育及び特定地域型保育事業の実施に関する条例の改正の主な内容は、改正法の施行に伴い、3歳から5歳の子供及び低所得世帯の子供に係る保育料が無償となるため、該当する子供の利用者負担額の改正を行うものです。

桂川町立保育所設置条例の改正の主な内容は、改正法の施行に伴い、3歳から5歳の子供にかかわる保育料が無償となるため、保育料の納入義務を、満3歳未満保育認定子供に係る教育保育給付認定保護者に限定する規定に定めるものです。

桂川町立幼稚園設置条例の改正の主な内容は、改正法の施行に伴い、町立幼稚園に通う子供に

かかわる授業料は無償となるため、授業料の規定の削除を行うものです。

桂川町立幼稚園授業料等徴収条例については、改正法の施行に伴い町立幼稚園に通う子供にかかわる授業料が無償となり、授業料の徴収の根拠規定が不要になるために、本条例を廃止するものです。

条例の改正は、子供が健やかに成長するように支援するものであり、保護者の経済的負担の軽減を図ることで、健全な育成支援を推進することができると思われまます。

当委員会は、審議の結果、全員賛成であります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。

議案第25号桂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する等の条例について、賛成の立場から討論に参加いたします。

この案件は、政府が、消費税増税を財源にした施策であります。無償化という観点から、保育費の軽減ということでは賛成ではありますが、副食費については、住民税非課税世帯だけであり納得できません。

10月から保育・幼児教育の無償化に伴い、保育料に含まれていた給食のおかずやおやつ代に当たる副食費が実費徴収になります。保護者や保育関係者から悲鳴が上がる中、秋田県では半数以上が、徳島県では4割以上が、東京都では4割近くなど、全国で少なくとも100を超える自治体が副食費を実質無償にすることが明らかであります。福島県須賀川市では、無償化することで、給食費を徴収する現場の事務負担も軽減されるとのこと。

国は、年収360万未満の世帯と、第3子以降の副食費を免除するとしていますが、免除される第3子以降の児童は、第1子、第2子が同時に入所の場合に限られます。

給食は保育の一環です。町長におかれましては、副食費の無償化を検討されますことを要求し、賛成討論といたします。

○議長（原中 政廣君） 賛成討論でよろしいですね。

○議員（6番 吉川紀代子君） はい。

○議長（原中 政廣君） これより、議案第25号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって議案第25号桂川町特定教育・保育施

設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する等の条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第26号

○議長（原中 政廣君） 議案第26号桂川町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
下川委員長。

○総務経済建設常任委員長（下川 康弘君） 議案第26号桂川町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

本条例の一部改正は、指定給水装置工事事業者が指定更新を行う際の手数料を定めようとするものでございます。

この条例は、水道法の一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者の指定について、更新制度が導入されたことに伴い、本条例の制定を制定する必要性が生じたことです。

指定給水装置工事事業者証更新交付につきまして、1件につき3,000円の手数料を徴収するものです。

なお、この条例は、令和元年10月1日から施行するものでございます。

審査の結果、当委員会は、原案に全員賛成であります。

報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより議案第26号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号桂川町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第27号

○議長（原中 政廣君） 議案第27号桂川小学校トイレ改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
下川委員長。

○総務経済建設常任委員長（下川 康弘君） 議案第27号桂川小学校トイレ改修工事請負契約の締結について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

今回、契約しようとする工事は、桂川小学校の老朽化したトイレを改修する工事であり、改修内容については、学校側と調整した上で、適切に決定されていることを確認いたしました。

本工事の入札につきましては、確実に施行が可能な町内業者7者を指名し、とり行われております。

落札した石原技建株式会社は、建設工事の実績も多数あり、豊富な経験、適切な施工技術を有していることから、今回の契約は適切なものと認めます。

したがって、当委員会は、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより議案第27号を採決します。本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって議案第27号桂川小学校トイレ改修工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第28号

○議長（原中 政廣君） 議案第28号令和元年度桂川町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。下川委員長。

○総務経済建設常任委員長（下川 康弘君） 議案第28号令和元年度桂川町一般会計補正予算

(第2号)について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

当委員会に関する主なものは、歳入予算では、1款町税におきまして、調定額の決定による追加計上が行われております。

次に、11款地方交付税におきまして、普通交付税の財源調整に伴う減額計上がなされております。

次に、16款県支出金では、地方創生移住定住支援事業費県補助金、博多和牛ブランド強化対策事業費県補助金、荒廃森林再生事業費県補助金、農地・農業用施設の災害復旧費県補助金の追加計上がなされております。

次に、19款繰入金では、歳入が歳出を上回ったことにより、財源調整基金からの繰り入れの減額計上がなされております。

次に、20款繰越金につきましては、繰越額の決定により追加計上しております。

次に、22款町債におきましては、都市再生整備事業の国庫補助金の年度間調整により追加計上がなされております。

続きまして、歳出予算におきましては、2款総務費3目財政管理費で教育保育施設整備基金積立金2,000万円の計上がなされております。

また、6目企画費において、新規に移住支援事業補助金の追加がなされております。

次に、6款農林水産費においては、博多和牛ブランド強化対策事業補助金、荒廃森林再生事業委託料の追加計上がなされております。

次に、8款土木費において、社会資本整備総合交付金事業に係る国の内示に伴う橋梁測量調査委託料及び町営二反田団地防災無線移設工事の追加計上がなされております。

次に、11款災害復旧費では、農林災害復旧費の追加計上がなされております。

当委員会は審査の結果、当委員会に付託されました案件につきましては、原案に全員賛成であります。

報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） 柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 当委員会に関する主なものは、歳入予算では、教育保育無償化に伴う交付金、補助金等の追加や、保育料、授業料等の減額がなされております。歳出予算では、3款民生費では、教育保育無償化に伴う交付金、補助金等の追加や、重度障がい者医療費、ひとり親家庭等医療費、未熟児療育医療費に係る前年度県補助金の精算による返還金などの追加計上がなされております。

10款教育費では、教育保育無償化に伴う交付金、補助金等の追加や、王塚古墳保存活用計画策定事業の計上がなされております。

当委員会は審査の結果、当委員会に付託されました案件につきましては、原案に賛成多数です。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。議案第28号令和元年度桂川町一般会計補正予算（第2号）について、反対の立場から討論に参加いたします。

この補正予算には、吉隈保育所と土師保育所の児童81人掛け4,500円掛け6カ月分として、トータルの218万7,000円の保護者負担が計上されています。よって、私は、この議案28号に反対をいたします。

○議長（原中 政廣君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで討論終わります。

反対討論がありますので、これより議案28号を採決します。起立により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（原中 政廣君） 起立多数であります。したがって、議案第28号令和元年度桂川町一般会計補正予算（第2号）については、可決することに決定しました。

日程第10. 議案第29号

○議長（原中 政廣君） 議案第29号令和元年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。下川委員長。

○総務経済建設常任委員長（下川 康弘君） 議案第29号令和元年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

本議案の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ279万2,000円を追加し、予算の総額を511万7,000円にするものです。

歳入においては、前年度繰越金の決定及び民事執行による事業収入の増額が主なものであります。

歳出では、一般会計への繰出金であります。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより議案第29号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号令和元年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第30号

○議長（原中 政廣君） 議案第30号令和元年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案については、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 議案第30号について、文教厚生委員会の審査結果の報告をします。

本議案の補正は、歳入においては保険税の賦課決定に伴う減額補正と財源調整のための県支出金の減額補正、平成30年度決済の確定に伴う繰越金の増額補正が主なものです。

歳出では、システム改修等に伴う総務費と国民健康保険給付費支払準備基金積立金への追加補正が主なものです。平成30年度決算では黒字となりましたが、今後とも計画的、かつ、効率的な国保運営に努め、より安定的な財政運営を目指すことを要望します。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成です。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより議案第30号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号令和元年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第31号

○議長（原中 政廣君） 議案第31号令和元年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案については、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 本議案の補正は、歳入においては前年度繰越金の確定による減額補正が主なものです。

歳出では、前年度保険料収入の確定により広域連合納付金の減額補正が主なものです。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成です。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより議案第31号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号令和元年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第32号

○議長（原中 政廣君） 議案第32号令和元年度桂川町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。下川委員長。

○総務経済建設常任委員長（下川 康弘君） 議案第32号令和元年度桂川町水道事業会計補正予算（第2号）について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

今回の補正は、当初予算の3条で定めた収益的収入及び支出において、収入の1款水道事業収益1項営業収益3目その他営業収益の増額は、水道法の改正に伴う指定給水装置工事事業者の更
新手数料によるものです。

支出の1款1項1目原水及び浄水費、同じく2目配水及び給水費、同じく4目総係費の44万
5,000円の減額は、共済組合の負担率の変更及び人事異動の整備に伴うものです。

次に、資本的収入及び支出において、支出の1款1項4目固定資産購入費の134万7,000円
の増額は、軽四輪自動車の廃棄に伴う自動車の購入費によるものです。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより議案第32号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であ
ります。よって、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号令和元年度桂川町水道
事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第14. 意見書案第1号

○議長（原中 政廣君） 意見書案第1号少人数学級の推進などの定数改善と、義務教育費国庫負
担制度2分の1復元を図るための2020年度政府予算の策定を求める意見書（案）についてを
議題といたします。

本案について、提出議員の説明を求めます。柴田正彦君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 意見書案第1号少人数学級の推進などの定数改善と、義務教育費
国庫負担制度2分の1復元を図るための2020年度政府予算の策定を求める意見書（案）につ
いて、上記意見書を別紙のとおり提出します。令和元年9月20日、提出者、桂川町議会議員、
柴田正彦、賛成者、桂川町議会、北原裕丈議員、同じく大塚和佳議員です。理由は、別紙意見書

(案) のとおりです。よって、意見書(案)を朗読し、提案にかえさせていただきます。

35人以下学級について、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律が改正され、小学校1年生、2年生と続いて実現されてきた基礎定数が、いわゆる35人以下学級の拡充が現段階で予算措置されていません。日本はOECD加盟諸国に比べて1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が極めて多い状況です。一人一人の子供に丁寧に対応するためには1学級の学級規模を引き下げる必要があります。文部科学省が実施した今後の学級編成及び教職員定数のあり方に関する国民からの意見募集では、約6割が小中高の望ましい学級規模として26人から30人を上げています。このように、保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかです。社会状況等の変化によって、一人一人の子供に対してよりきめ細やかな対応が必要となっています。また、新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加しています。日本語指導など特別な支援を必要とする子供たちの増加や、障がいのある児童生徒への対応等が課題となっています。不登校、いじめ等の生徒指導面の課題も深刻化しています。こうしたことの解決に向けて計画的な定数改善が必要です。また、学校現場においては、長時間労働是正に向けて教職員の働き方改革が進められようとしていますが、中でも教職員定数改善は欠かせません。子供たちは全国どこに住んでも一定水準の教育を受けられることは憲法上の要請です。しかし、教育予算に関して、GDPに対する教育資質の割合はOECD加盟諸国の中では日本は最下位となっています。また、三位一体改革により義務教育費国庫負担制度の国負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに非正規雇用者の増大等に見られるように教育条件格差も生じています。将来を担う子供たちの教育は極めて重要です。子供の学びをきめ細やかに支援することで生涯にわたって学び続ける意欲が生まれ、結果的に地域での人材育成創出から雇用就業の拡大につながることを期待されます。こうした観点から、2020年度政府予算編成において、下記事項の実現について地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関へ意見書を提出いたします。

記、一つ。

1、少人数学級を推進すること。具体的な学級規模はOECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。

2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務負担費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元すること。

令和元年9月20日、福岡県桂川町議会、提出先は内閣総理大臣、安倍晋三。官房長官、菅義偉、文部大臣、萩生田光一、財務大臣、麻生太郎、総務大臣、高市早苗宛てです。

なお、御承知のように、桂川町では、既に30人以下学級を町費で実施しています。しかし、この意見書のとおり国が措置すれば30人以下学級の部分の定数が国からもらえますので、今町

費で実施している30人学級に使っているその費用はほかの部分で教育にまた回すことができます。ですから、ぜひともこの意見書を決議していただけますよう、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより意見書案第1号を採決いたします。

お諮りします。本案を採択し意見書を提出することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、意見書案第1号少人数学級の推進などの定数改善と、義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための2020年度政府予算の策定を求める意見書（案）については、原案のとおり可決されました。

なお、意見書は内閣総理大臣、官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣宛てに提出いたします。

また、同一内容の請願も提出されていますが、ただいま意見書案第1号が可決されましたので、日程第16の請願第1号については採択されたものとみなします。

日程第15. 意見書案第2号

○議長（原中 政廣君） 意見書案第2号主要農作物種子法にかわる福岡県独自の条例制定を求める意見書（案）についてを議題といたします。

本案について、提出議員の説明を求めます。竹本慶吉君。

○議員（9番 竹本 慶吉君） 意見書案第2号主要農作物種子法にかわる福岡県独自の条例制定を求める意見書（案）について、上記意見書（案）を別紙のとおり提出する。令和元年9月20日、提出者、桂川町議会議員、竹本慶吉、賛成者、桂川町議会、北原裕丈議員、同じく大塚和佳議員です。理由は、別紙意見書（案）のとおりです。よって、意見書（案）を朗読し、提案にかえさせていただきます。

主要農作物種子法にかわる福岡県独自の条例制定を求める意見書（案）。主要農作物種子法は1952年に制定され、日本の農業、食の安全を守ってきました。稲、麦、大豆の品種開発と安定供給のために国や都道府県の公的役割が明確にされています。同法のもとで稲、麦、大豆など

主要農作物の種子の生産、普及のための施策が実施され、農業者には優良で安価な種子が、消費者には安心でおいしい米などの農作物が安定的に供給されてきました。しかし、2018年4月1日付で国会において種子法が廃止されました。種子法の廃止によって、都道府県が行ってきた種子の改良や安定供給の取り組みに法的な裏づけがなくなり、今後、稲など種子価格の高騰や地域条件等に適用した品種の生産、普及などが衰退してしまうのではないかと不安が広がっています。さらに、地域の共有財産である種子を民間に委ねた場合、長期的には外資系事業者の独占や改良された新品種に特許がかけられ、日本の種子市場を支配していく懸念も指摘されています。このことは、我が国の食の安全安心、食料試験が脅かされることにつながり、県民にとっても大きな問題です。種子法廃止法案の可決に当たっては、種子法が主要農作物種子の国内自給及び食料安全保障に多大な貢献をしてきたことに鑑み、優良な種子の流通確保や、引き続き都道府県が種子生産等に取り組むための財産措置のほか、特定企業による種子の独占防止などについて万全を期すことを求める附帯決議がなされています。

以上のような経過と県民の不安の広がりを踏まえて、福岡県は、福岡県稲、麦類及び大豆の種子の安定供給に関する基本要綱2018年4月1日付を定められ、同年4月20日には主要農作物種子法廃止後も福岡県ではこれまでどおり種子生産、供給を行いますと広報されました。その姿勢に深く敬意を払い、強く賛同いたします。しかし、要綱は行政機関内部における内規と理解されるものです。要綱に貫かれている姿勢を将来にわたって確固として維持していただくためには、その内容を県のほうの性格を持つ条例として定めていただくことが肝要ではないかと思慮いたしました。

そこで、福岡県におかれましては現行の種子生産普及体制を生かし、本県農業の主要農作物の優良な種子の安定供給や品質確保の取り組みを後退させることなく、農業者や消費者の不安を払拭するために種子法にかわる福岡県独自の条例を制定されるよう、強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。令和元年9月20日、福岡県桂川町議会、提出先、福岡県知事、小川洋宛てです。

以上、簡単ですが、説明を終わります。決議していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより意見書案第2号を採決いたします。

お諮りします。本案を採択し意見書を提出することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、意見書案第2号主要農作物種子法にかわる福岡県独自の条例制定を求める意見書（案）については、原案のとおり可決されました。
なお、意見書は福岡県知事宛てに提出いたします。

○議長（原中 政廣君） 以上で、本定例会に付議された案件は、全て議了いたしました。よって令和元年第4回桂川町議会定例会を閉会いたします。
本日は、お疲れさまでした。

午後4時35分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

令和 年 月 日

署名議員

令和 年 月 日

署名議員